



山国川 河川改修工事

令和8年度 土木建築行政の概要

大分県 土木建築部



BUILD OITA の取り組み

目次

本編

大分県の概要	1
土木建築部の組織	
土木建築部の組織	2
地方機関の概況	3
(1) 管内概要	3
(2) 土木事務所の管轄地域と地方機関所在図	3
土木建築部の長期計画	
おおいた土木未来プラン2024	4
土木建築部の予算概要	
令和8年度予算(1) 部局別一般会計予算額	7
(2) 土木建築部の一般会計予算額	7
(3) 土木建築部関係予算の事業別推移	8
令和8年度のトピックス	9
土木建築部の業務・事業の概要	
土木建築企画課、公共工事入札管理室	11
建設政策課、工事検査室	14
用地対策課	18
道路建設課、道路保全課	20
河川課	24
港湾課	28
砂防課	33
都市・まちづくり推進課	38
公園・生活排水課	43
建築住宅課、公営住宅室	47
施設整備課	51
関係機関	54
大分県地域づくり機構	54
大分県住宅供給公社	55
大分県土地開発公社	57
公益財団法人大分県建設技術センター	58

資料編

土木建築部の予算概要	
1 土木建築部関係予算の事業別推移	66
2 建設事業の負担割合に関する調	74
(1) 公共事業	74
(2) 単独事業	78
土木建築部の組織	
職員の構成	79
各課(室)の資料	
建設政策課、工事検査室	80
道路建設課、道路保全課	83
河川課	93
港湾課	95
砂防課	99
都市・まちづくり推進課	105
公園・生活排水課	116
建築住宅課、公営住宅室	121
施設整備課	127

本 編

大分県の概要

◆大分県のすがた



○人口

1,074,257人

○世帯数500,112世帯

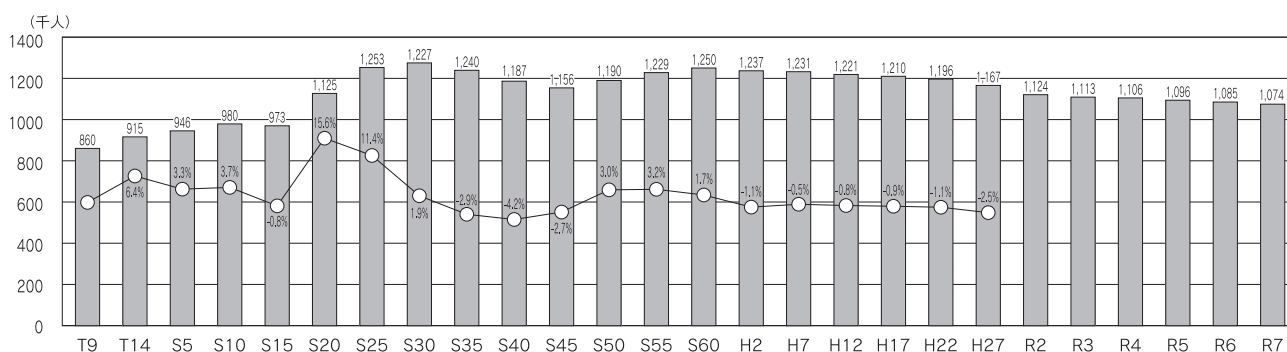
○面積6,340.63km²

○市町村数

14市3町1村

(注) 1. 人口は令和7年版大分県の人口推計報告による。(令和7年10月1日現在)
2. 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。(令和8年1月1日現在)

総人口と人口増減率



(注) 1. 大正9年～平成27年は独立行政法人統計センター「政府統計の総合窓口」による
2. 平成30年以降は大分県の人口推計報告による

◆県名の由来

おおいたの名の由来は、8世紀前半に当時の政府が地方の状態を知るために編集した『豊後国風土記』にさかのぼります。それによると、“おおいた”について景行天皇に由来を求めています。天皇がこの地を訪れた時、「広大なる哉、この郡は。よろしく碩田（おおきた）国と名づくべし」と述べたとあり、これがのちに“大分”と書かれるようになったといえます。しかし、実際の大大平野は广大とはいいがたく、地形はむしろ複雑であるため、“多き田”が“大分”になったとの見解が、最近の定説とされています。（大分の魅力徹底ガイド「GUIDE-O」より）



県花・県木「豊後梅」



県鳥「めじろ」



県徽章



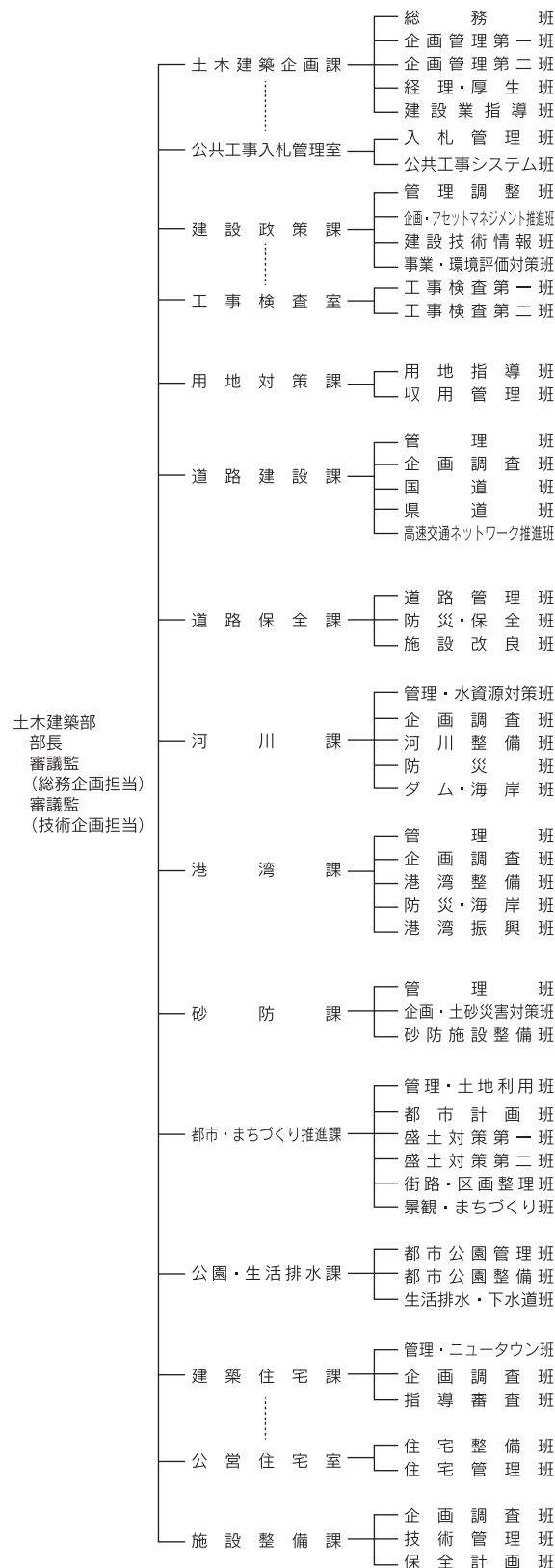
県旗

土木建築部の組織

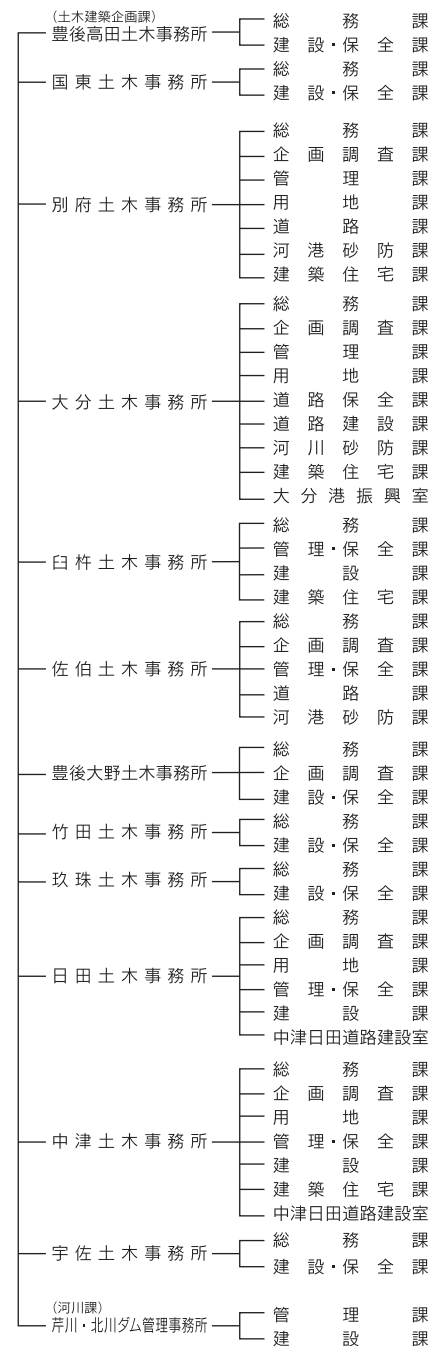
1. 土木建築部の組織

(令和8年4月1日現在)

(1) 本 庁



(2) 地方機関



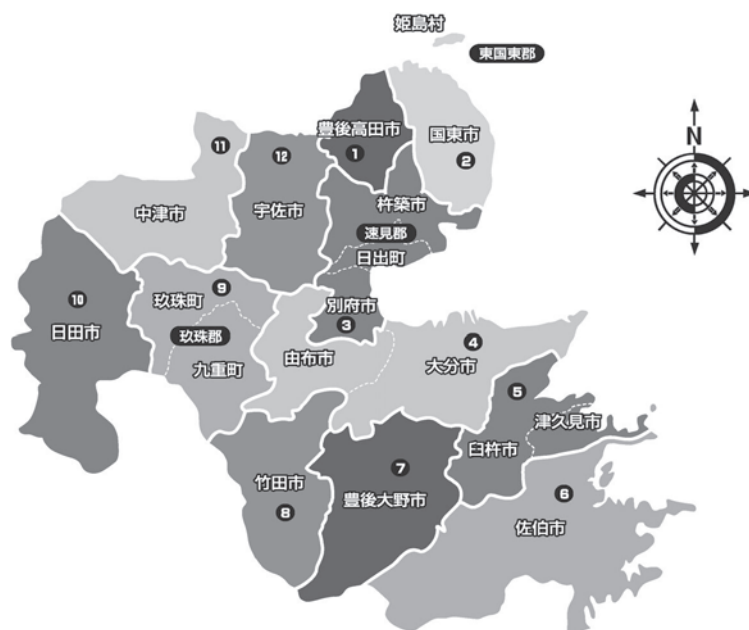
2. 地方機関の概況

(1) 管内概要

	名 称	所 管 区 域	面積(k㎡)	人口(人)	所 在 地
①	豊後高田土木事務所	豊後高田市（1市）	206.22	21,205	〒879-0621 豊後高田市是永町39 TEL (0978) 22-2285 FAX (0978) 22-2920
②	国東土木事務所	国東市、姫島村 （1市1村）	325.08	25,118	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 TEL (0978) 72-1321 FAX (0978) 72-3107
③	別府土木事務所	別府市、杵築市、日出町 （2市1町）	478.68	163,813	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 TEL (0977) 67-0211 FAX (0977) 67-6480
④	大分土木事務所	大分市、由布市（2市）	821.71	501,161	〒870-0905 大分市向原西1-4-2 TEL (097) 558-2141 FAX (097) 552-5701
⑤	臼杵土木事務所	臼杵市、津久見市（2市）	370.74	46,645	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 TEL (0972) 63-4136 FAX (0972) 63-7885
⑥	佐伯土木事務所	佐伯市（1市）	903.14	60,497	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 TEL (0972) 22-3171 FAX (0972) 22-9543
⑦	豊後大野土木事務所	豊後大野市（1市）	603.14	30,251	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 TEL (0974) 22-1056 FAX (0974) 22-0978
⑧	竹田土木事務所	竹田市（1市）	477.53	17,906	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 TEL (0974) 63-2108 FAX (0974) 63-3031
⑨	玖珠土木事務所	玖珠町、九重町（2町）	557.97	20,368	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 TEL (0973) 72-1152 FAX (0973) 72-3074
⑩	日田土木事務所	日田市（1市）	666.03	57,971	〒877-0004 日田市城町1-1-10 TEL (0973) 23-2141 FAX (0973) 23-3174
⑪	中津土木事務所	中津市（1市）	491.38	80,353	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 TEL (0979) 22-2110 FAX (0979) 22-2244
⑫	宇佐土木事務所	宇佐市（1市）	438.99	48,969	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 TEL (0978) 32-1300 FAX (0978) 33-4956
	計		6340.63	1,074,257	

(注) 1. 人口は令和7年版大分県の人口推計報告による。(令和7年10月1日現在)
2. 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。(令和8年1月1日現在)

(2) 土木事務所の管轄地域と地方機関所在図



土木建築部の長期計画

とおいた土木未来プラン2024

令和7年3月策定

計画の性格・役割

2024年（令和6年）9月に策定された大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいとおいたの共創～」を補完するとともに、土木建築部が所管する各種計画を推進するにあたっての基本的な考えを示すものです。

計画の期間

2025年度（令和7年度）を初年度とし、2033年度（令和15年度）までの9年間。

県土づくりの目指す方向

これからの新たな県土づくりでは、これまでの土木建築部長期計画の成果の「継承」と新たなステージへと「発展」させるため、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいとおいたの共創～」をもとに、社会情勢の変化や時代の潮流を踏まえた新たな課題に対応する具体的な施策を、安心・元気・未来創造の3つの分野に織り込み、「とおいた土木未来」のある県土づくりを進めます。

基本目標		誰もが安心・元気に暮らし、希望あふれる未来を創造するときめく県土	
分野1	安心な暮らしを守る 強靱な県土づくり	(1) 流域治水の推進 (2) 土砂災害対策の推進 (3) 地震・津波・高潮対策の推進 (4) 交通安全対策の推進 (5) 社会インフラの老朽化対策と適切な維持管理 (6) 危機管理体制の充実	施策を進めるにあたっての視点 ○人づくり・組織づくり ○変化する社会課題への対応 ○効果的・効率的なインフラ整備 ○県民や多様な主体との協働
分野2	元気で快適に暮らせる 地域づくり	(1) 快適な都市空間の形成 (2) こどもまんなかまちづくりの推進 (3) 快適な住まいづくりと地域共生社会の実現 (4) 持続可能な環境づくりの推進 (5) 「おんせん県おおいた」のツーリズム支援	
分野3	とおいたの未来を創造する ネットワークづくり	(1) 広域道路ネットワークの充実 (2) 地域を支える道路ネットワークの充実 (3) 選ばれる港に向けた機能強化 (4) インフラ分野のDXの推進 (5) 建設産業を支える人づくりの推進	

『選ばれるとおいた』『共生社会とおいた』を支える基盤

お問い合わせ
先

大分県土木建築部建設政策課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL(097)506-4559 E-mail: a18700@pref.oita.lg.jp

詳しくは、ホームページをご覧ください

とおいた土木未来プラン

検索



と き 未 来 き 宣 言

～職員の共通の価値観と行動指針～

土木建築行政を県民とともに推進していくため、私たち職員は次に掲げる「使命」や「3つの心得」を共通の価値観とし、日々の仕事に取り組んでいきます。



使 命

県土の明日を創る

私たちは、県民の生活を支える社会インフラを着実に整備、維持管理し、未来に継承していかなければなりません。



県民の生命と財産を守る

私たちは、災害に強い県土づくりに加え、災害が発生した場合などの緊急時に迅速な対応を行い、県民の生命と財産を守らなければなりません。



3 つ の 心 得

まずは現場へ

まずは現場へ赴き、県民一人ひとりの声を良く聴くことが大事です。そのうえで、地域の課題や問題の本質をしっかりと見極めます。



県民の視点で

利用者や地域住民など県民の視点で、地域と向き合い、寄り添うことで、地域の課題解決につながるものは何か、県民にとって必要なものは何かを判断します。

より良いものを

社会インフラは、県民に長く利活用されることで、その価値を十分発揮します。現状に満足せず、将来を見据えて、より良いものをつくります。

土木未来行動指針

私たち職員一人ひとりが『使命』や『3つの心得』を共通の価値観として意識し、次に掲げる『行動指針』に基づき、誇りを持って仕事を進めていきます。

① すぐに駆けつけます

土木事務所は、社会インフラの管理や維持補修を通じて、住民の暮らしに密接に関わる「地域の総合防災センター」として、安全・安心を提供します。

土木事務所の職員は、道路や河川護岸などの異常についての地域住民からの要請や災害による施設の被害が発生した場合など、すぐに現場に駆けつけ、迅速に対応します。

② よく見、よく聴きます

土木事務所の職員は、現場主義を徹底し、地域の課題や問題の本質をしっかりと見極めます。また、本庁と土木事務所が連携して、地域住民や利用者など県民の意見をよく聴き、さまざまな関係者と協働しながら、県土づくりを進めていきます。

③ 常に改善していきます

県民ニーズの多様化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、既存の手法にとらわれない、より生産性の高い仕事の進め方に変えていきます。

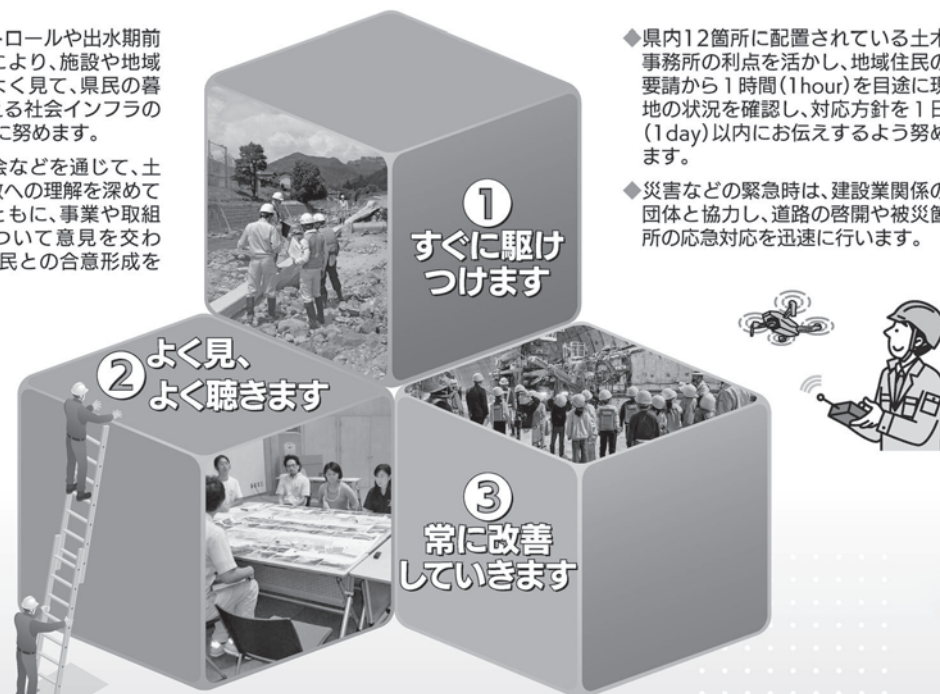
10年後のさらにその先も見据えて、常に改善を図りながら、県民に信頼される土木建築行政を進めていきます。

◆日々のパトロールや出水期前点検などにより、施設や地域の状況をよく見て、県民の暮らしを支える社会インフラの維持・管理に努めます。

◆地元説明会などを通じて、土木建築行政への理解を深めてもらうとともに、事業や取組の内容について意見を交わし、地域住民との合意形成を図ります。

◆県内12箇所に配置されている土木事務所の利点を活かし、地域住民の要請から1時間(1hour)を目途に現地の状況を確認し、対応方針を1日(1day)以内にお伝えするよう努めます。

◆災害などの緊急時は、建設業関係の団体と協力し、道路の啓開や被災箇所の応急対応を迅速に行います。



◆部全体で、戦略的にDXを推進するなど、業務改善に取り組むとともに、職場研修などによる、技術の伝承・研鑽に努めます。

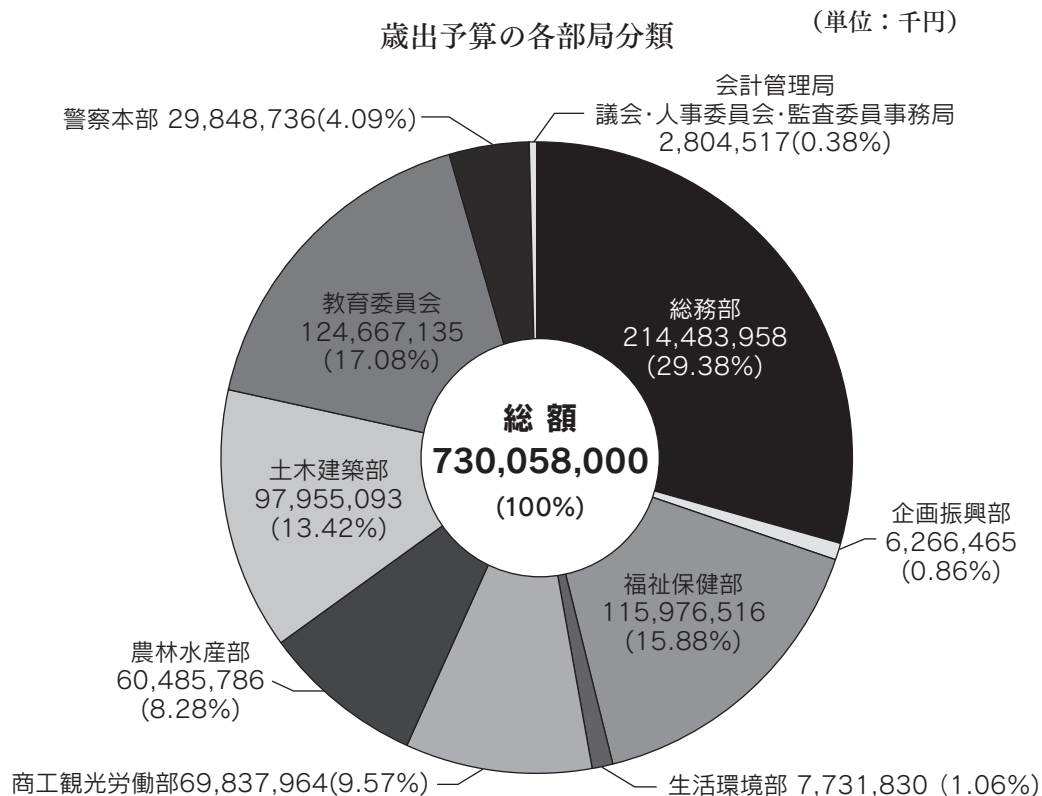
◆重要な課題には、組織横断的なプロジェクトチームを編成するなど、課題解決を図ります。

◆土木未来教室やBUILD OITAの取組などを通じて、土木・建築のすばらしさを伝えることで、将来の人材確保を目指します。

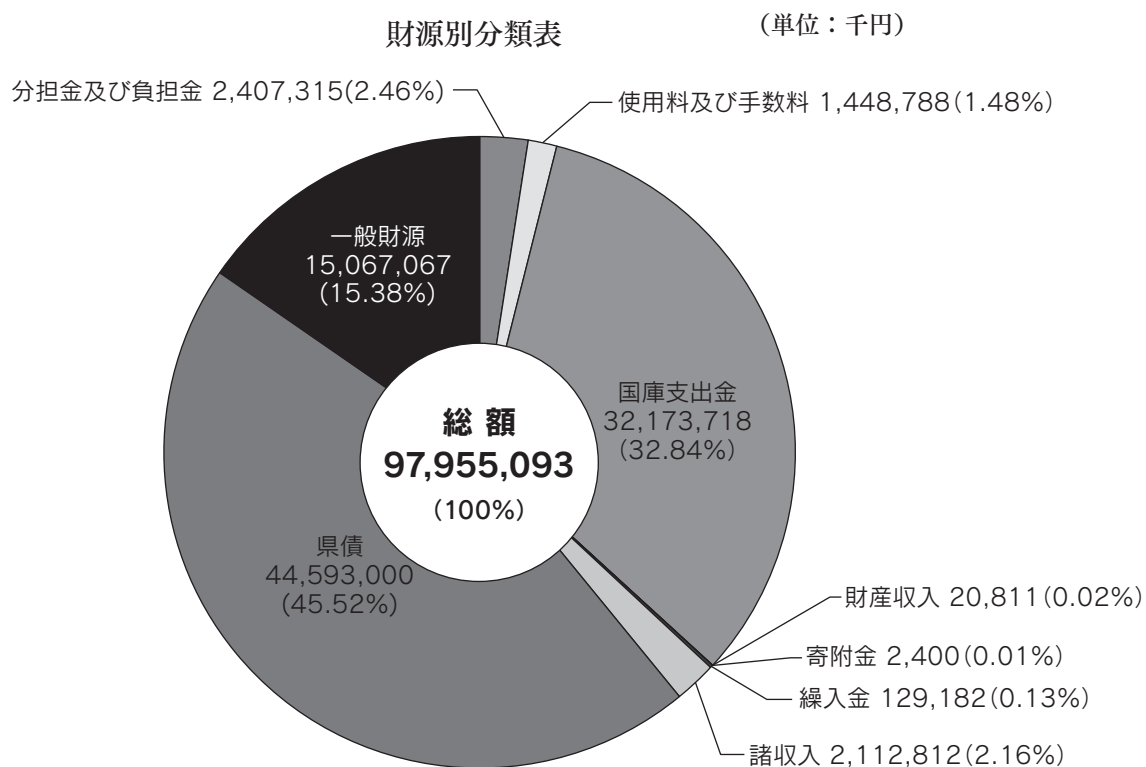
土木建築部の予算概要

令和8年度当初予算

(1) 部局別一般会計予算額

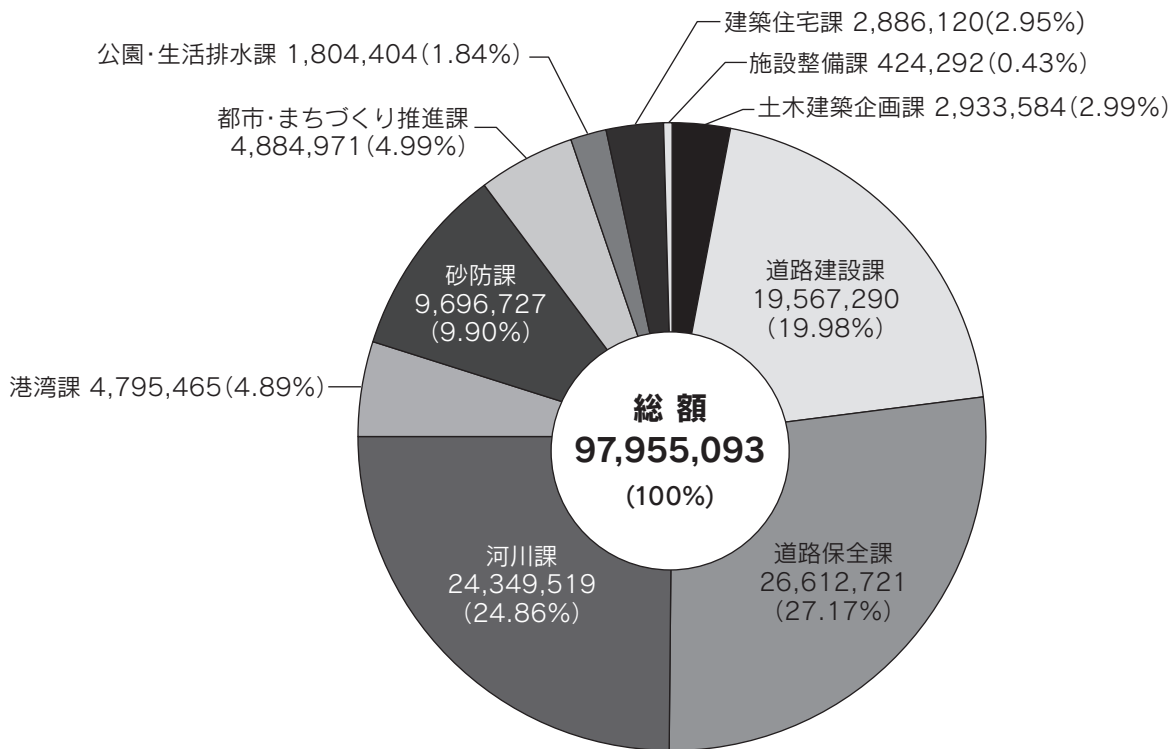


(2) 土木建築部の一般会計予算額

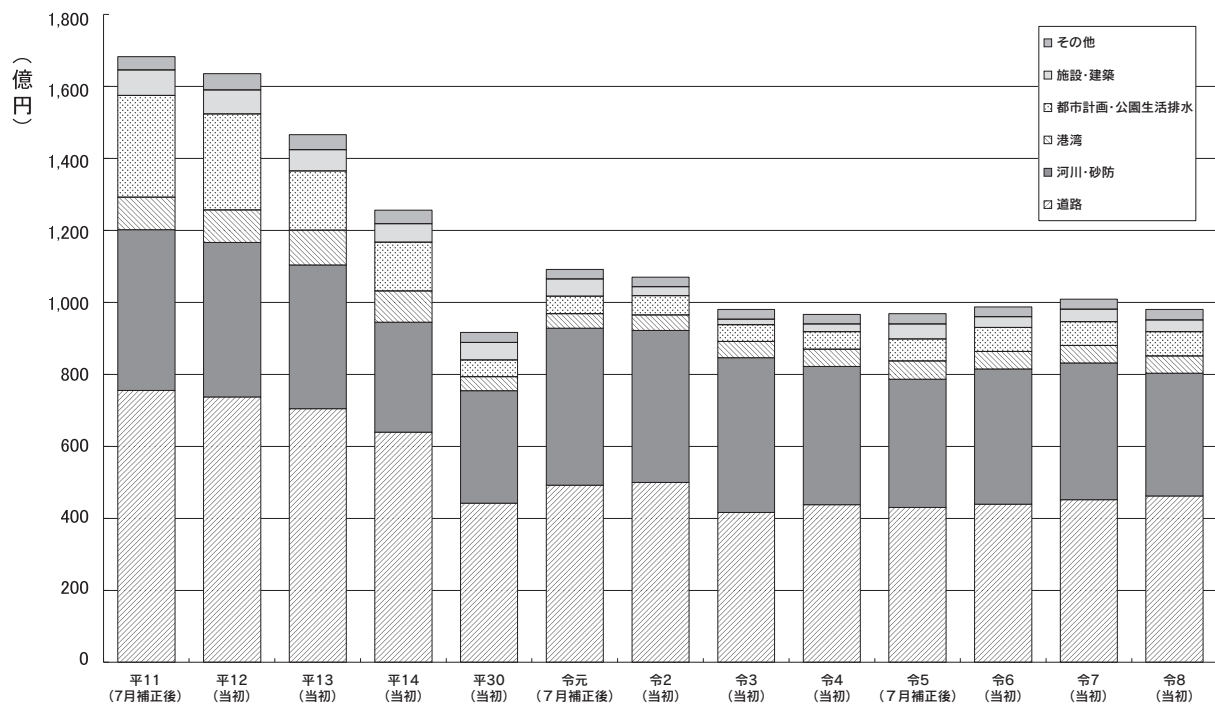


課別分類表

(単位：千円)



(3) 土木建築部関係予算の事業別推移



令和8年度のトピックス

道路建設課 中九州道横断道路の整備促進

中九州横断道路は、大分市と熊本市を結ぶ全長約120kmの高規格道路です。

現在、国土交通省により、竹田阿蘇道路の竹田久住IC(仮称)付近等で工事が行われており、早期完成に向けて事業が進められています。また、「大分～犬飼間」では、令和6年4月に「都市計画・環境アセスメントを進めるための調査」へ移行され、令和8年6月19日から7月21日には、都市計画決定権者である大分県が都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧を行うなど、事業化に向け国と手続きを進めています。

これまで大分県では、中九州横断道路建設促進の機運醸成を目的としたシンポジウムを開催してきましたが、令和8年度は、全線開通に向けたさらなる機運醸成を図るため、熊本県、両県協議会及び両県期成会との共催により、地域の期待や思いをアピールする「中九州横断道路建設促進地方大会」を予定しています。引き続き、大分・熊本両県、関係自治体、商工団体等の関係者が一丸となって、中九州横断道路の早期全線開通の必要性を国へ訴え、事業のより一層の促進を強く要望していきます。



令和7年度中九州横断道路広域シンポジウムの様子

河川課 山国川を特定都市河川に指定

近年の気候変動の影響により、全国各地で水災害の頻発・激甚化が進む中、流域治水の本格的な実践に向けて、令和8年3月24日に山国川水系山国川等の計10河川(大分県)が県内で初めて特定都市河川に指定されました。

特定都市河川に指定されることで、一定規模以上の開発に対して雨水流出抑制対策が義務付けられることから、流域全体で総合的な浸水被害対策を推進することが可能となります。

今回の指定を受け、令和8年度から、河川管理者や流域自治体の長等で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、河川整備等のハード対策に加え、流域全体で浸水被害対策を計画的に進めるため、流域水害対策計画の策定を進めていきます。



砂防課 土砂災害避難促進アクションプログラムの効果検証

土砂災害避難促進アクションプログラムとは、土砂災害から命を守る避難行動を促すため、行政と住民が一体となって取り組む行動計画を整理したものです。

県では、平成30年度に、住民の避難行動を促進する取組の立案を目的とした「土砂災害に関する避難促進検討会議」を設置しました。会議で実施した社会調査結果をもとに、地域の防災リテラシーを向上させる取組「砂防大分 命をまもるプロジェクト」を作成し、県内43地区で実施しました。

令和7年度に再度会議を開催し、取組効果を社会調査によって検証した結果、防災リテラシーが向上したことが確認されました。今後も土砂災害から命を守る避難行動の促進に向けて審議を重ね、取組の改善を進めます。



砂防大分 命をまもるプロジェクト



土砂災害に関する避難促進検討会議

都市計画道路「庄の原佐野線」は、東九州自動車道や大分市内の主要幹線道路等と接続し、大分市内の東西骨格軸となる道路であり、都市活動の活性化や交通混雑の緩和など重要な役割を担っています。

平成29年度より事業化し、令和4年度から工事に着手した「下郡工区」では、令和9年の開通に向けて、現在、橋梁上部工などの工事が本格的に進められています。加えて、令和5年度から事業化した「下郡・明野工区」との一体的な整備により、大分臼杵線等における慢性的な渋滞の緩和、救急車両の円滑な走行の確保、災害時の避難・救援ルート確保といった効果が期待されています。



大分港大在地区のコンテナターミナルは、県内唯一の公共コンテナターミナルとして、平成8年度から供用を開始しました。2基あるコンテナクレーンは、建設から約30年が経過し、近年は突発的な故障が増加していたため、令和3年度から港湾機能施設整備事業による更新工事に着手し、1基目は令和6年12月に、2基目は令和8年3月に供用を開始しました。

コンテナクレーンの更新により荷役作業の安全性が確保されるとともに、荷役作業の効率性が向上することで、コンテナ取扱貨物量の増加が期待されます。

引き続き、「九州の東の玄関口」の物流の基幹拠点として、港湾機能の強化を図るため、ふ頭用地の拡張整備に取り組んでいます。



土木建築企画課 高校生等に向けた建設産業の魅力発信（Buildy出前講座）

令和2年度から実施している建設産業女性活躍事業について、これまでの事業で積み上げてきたものを、女性(Lady)の仲間たち(Buddy)と一緒にさらなる女性活躍の場を築く(Build)という想いを込めて、令和7年度から「Buildy(ビルディ)」へ名称変更しました。

令和7年度は、従来のスキルアップセミナーや交流会等に加え、県内の高校・大学等20校で建設産業で働く方による出前講座を実施し、987名の学生に建設産業の魅力を発信しました。

令和8年度も引き続き、女性活躍の場を拡大させるとともに、建設産業の人材確保につながる取組を進めていきます。



令和7年度出前講座の様子

建設政策課 第5回土木建築フェスタin 大分駅前開催

建設業に触れる機会を創出し、県民の皆様へ建設業の重要性や必要性を理解してもらうとともに、小・中学生やその保護者に対し、建設業の魅力や面白さをアピールすることで、将来の担い手確保につなげることを目的としたイベント「土木建築フェスタ in 大分駅前」を大分県建設業協会青年部会、大分河川国道事務所及び大分県土木建築部の共催により開催しました。

5回目となる令和7年度は約2,700人の方が参加しました。

引き続き、産学官が協働して開催することで、業界全体の魅力を幅広く発信し、若年者や女性への入職促進につながるよう取り組んでいます。



第5回土木建築フェスタin大分駅前の様子

土木建築部の業務・事業の概要

土木建築企画課、公共工事入札管理室

1. 業務の概要

土木建築企画課では、土木建築部全体の予算編成執行管理や総務系事務、組織全体に関することなど部全体を総括するほか、建設業に関する許可や、浄化槽及び解体工事業者登録申請業務、建設業支援に関する事務などを行っている。

また、公共工事入札管理室では入札参加資格の審査のほか、県が発注する公共工事の入札及び契約について、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、ダンピング防止のための措置等を講じることにより、公共工事に対する県民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図っている。また、公共事業総合支援システムの抜本的な見直しなど土木建築部の電子化推進にも取り組んでいる。

2. 施策の概要（事務の紹介）

（1）土木建築部の予算執行及び人事に関する事務

土木建築部の予算決算事務は、土木建築企画課で統括して処理しているが、契約等の予算執行事務は各課で行っている。令和8年度予算額は、979億5,509万3千円で、一般会計予算額の約13.42%を占めている。土木建築部の職員数は802名で、そのほか、業務援助職員として、建設技術センターに1名の配置を行っている。職種別内訳は、業務援助職員を除き、事務職員273名、技術職員495名、技能労務職員34名である。

（2）建設業に関する事務

ア）建設業者の許可

建設業法の規定に基づき、建設業を営もうとする者に対し、大分県知事の許可事務を行っている。許可業者数は次のとおりである。

知事許可4,662者（R8.3.31現在）

管内別許可業者数

豊後高田	76	国東	86	別府	577	大分	2311
臼杵	221	佐伯	263	豊後大野	143	竹田	88
玖珠	104	日田	289	中津	297	宇佐	207

イ）建設業者等の経営事項及び入札参加資格の審査

建設業法第27条の23により県内建設業者の経営事項に関する審査を行うとともに建設工事関係の競争入札参加資格について、業種ごとに建設業者等の格付や認定に関する事務を行っている。

ウ）建設業者の指導・育成

各種説明会や研修会、営業所の立入調査等を通じて、建設業法等の遵守の指導を行っている。

エ）建設機械の打刻検認事務

建設機械抵当法に基づき、建設機械の打刻又は検認を行い、抵当権の目的とすることにより建設機械に関する動産信用の増進と建設工事の機械化の促進を図っている。

オ）建設工事統計事務

建設工事及び建設業の実態を把握するため、建設業者を対象に受注動態統計調査（毎月1回）及び施工統計調査（年1回）を実施している。統計法による指定統計である。

カ）大分県建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約に関する紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として建設業法に基づき設置されている。

この審査会は9名の委員で構成している。

(3) 浄化槽工事業に関する事務

浄化槽工事業者の登録及び届出

浄化槽法の規定に基づき、浄化槽工事業を営もうとする者について、登録及び届出の受理事務を行っている。
現在の登録及び届出業者数は次のとおりである。

登録111者（R 8. 3. 31現在）

管内別登録業者数

豊後高田	5	国東	3	別府	8	大分	27	臼杵	2
佐伯	14	豊後大野	6	竹田	2	玖珠	11	日田	9
中津	11	宇佐	11	県外	2				

届出479者（R 8. 3. 31現在）

管内別届出業者数

豊後高田	10	国東	17	別府	42	大分	107	臼杵	25
佐伯	39	豊後大野	26	竹田	32	玖珠	13	日田	17
中津	36	宇佐	32	県外	83				

(4) 解体工事業に関する事務

解体工事業者の登録

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の規定に基づき、解体工事業を営もうとする者（建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた者を除く。）について、登録の受理事務を行っている。現在の登録業者数は次のとおりである。

登録181者（R 8. 3. 31現在）

管内別登録業者数

豊後高田	2	国東	5	別府	18	大分	81	臼杵	8
佐伯	8	豊後大野	7	竹田	3	玖珠	5	日田	8
中津	9	宇佐	10	県外	17				

(5) 建設産業の人材確保・育成等支援に関する事務

建設産業は、近年の建設投資の減少や受注競争の激化等に伴い、建設業者の経営体力が低下し、技能者の処遇悪化や若年者の就業の減少等厳しい状況に直面している。

このため、建設産業における若手人材の確保・育成支援をはじめ、女性活躍の推進や経営力強化を促す支援など、建設産業の活性化を図る事業に取り組んでいる。

ア) 建設産業人材確保・育成支援

- ・首都圏等で働く建設労働者のUIターンを促進
- ・若年技術者の資格取得に要する経費を助成
- ・高校生向け合同企業説明会の開催
- ・高校生向け建設業体験学習事業（工事現場等の体験学習会）の実施
- ・メディア等を活用した若手求職者への建設産業の魅力発信

イ) 建設産業就労環境改善・情報発信支援

- ・就労環境の改善と企業の情報発信の取組経費を助成

ウ) 建設産業女性活躍推進

- ・女性活躍に関するセミナーの開催
- ・建設産業で働く女性ネットワークの構築
- ・建設ディレクター資格取得に要する受講経費の助成

エ) 経営力強化支援等

- ・企業合併等に要する経費の助成
- ・県内建設業者の経営安定化に必要な資金の融資

(6) 入札・契約制度に関する事務

ア) 入札・契約制度の改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）により、「透明性」「公正性」「競争性」を確保した一般競争入札の適正な運用を行っている。価格に加えて価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実や公共工事の品質確保に支障（工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ等）が生じるおそれのあるダンピング受注（低入札）の排除などに取り組んでいる。

（令和7年度実績）

一般競争入札 4,000万円以上 （475件）

うち総合評価落札方式 （5,000万円以上）（335件）

低入札価格調査制度

対象 予定価格3億円以上または総合評価落札方式適用工事 335件 うち、調査実施件数 1件

イ) 大分県入札監視委員会

入札・契約手続における適正な執行を図るために設置。県が発注する工事に対し、入札参加資格及び指名業者の選定理由等について審議する。（委員は、法律の専門家等で5名以内をもって構成）

ウ) 大分県総合評価落札方式審査委員会

中立かつ公正な審査・評価の確保を図るために設置。県が発注する総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、発注者が行う評価の方法及び技術資料等の審査・評価に対して意見を述べる。（委員は、学識経験者等で7名以内をもって構成）

エ) 大分県共同利用型電子入札システム

大分県と県下全ての市町村とで共同利用するシステム。入札手続のみならず、入札情報サービスにて発注見通し、指名及び入札結果、契約内容の公表も行い、入札・契約手続きの透明性確保に取り組んでいる。

オ) 公共事業総合支援システム

工事等の箇所付けから精算までを、一元的に管理するシステム。事務の効率化、簡素化、迅速化に取り組んでいる。

1. 業務の概要

建設政策課は、県のプロジェクトを円滑に進めるために土木建築部内外のパイプ役としての総合企画及び調整をする重要な役割のほかに、公共施設を建設する土木技術向上のための指導を行うとともに、社会資本の効率的な整備、環境との共生を図るための調整を行っている。

工事検査室では、土木建築部及び農林水産部等が発注した工事の適正な執行と公共施設の品質を確保するために工事検査を担当し、設計通りに完成しているかを厳正にチェックしている。

2. 施策の概要

(1) 管理調整班

ア) 地域強靱化計画の推進に関すること

大規模自然災害等に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興を目的とし、各部局等と連携して、強靱な地域づくりを推進する。

イ) 社会資本整備総合交付金等の取りまとめに関すること

社会資本整備総合交付金、地域未来交付金に関する取りまとめを行う。

ウ) 地域協働型土木行政推進事業（土木未来チャレンジ事業）に関すること

社会資本の整備や維持管理、防災等について、地域に直接関わっている土木事務所等の職員が、地域特性に応じた地域住民等との協働事業を企画・実行し、地域住民等との継続的な協働体制を構築していく。

※令和7年度事業一覧は「資料編」81ページに記載

(2) 企画・アセットマネジメント推進班

ア) 部の施策の総合企画と連絡調整に関すること

地域のニーズに根ざした効率的で透明性のある事業を推進するため、土木建築部の政策の企画・立案及び各課の施策の総合調整を行うとともに、他部局や関係機関との調整を行う。

- ・政府予算等に関する提言の取りまとめと国に対しての提言活動
- ・土木建築部長期計画（おおいた土木未来プラン）の進行管理
- ・各種団体からの要望への対応
- ・土木建築部の行動指針（土木未来行動指針）に基づき、県民に信頼される土木建築行政を推進

※土木未来行動指針については6ページに記載

イ) 公共土木施設のアセットマネジメントの推進に関すること

施設の点検を着実に進めながら、適切なタイミングで補修・補強・更新を行う戦略的なマネジメントを推進する。

ウ) 津波防災地域づくりに関すること

津波災害の防止・軽減のため、市町村や防災部局等と連携してハード・ソフト両面から津波防災地域づくりを推進する。

エ) 土木建築部の危機管理体制に関すること

災害発生時における土木建築部の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、危機管理マニュアル等により、組織、職員のリスクマネジメントを推進する。

オ) 土木技術職員の研修に関すること

- ・若手土木技術職員の資質と技術力の向上を目的とした各地方機関で実施する職場研修
- ・土木職員の更なる技術力向上を目的とした大分県建設技術センターが実施する専門技術研修
- ・高度な技術力の養成を目的とした国土交通大学校や全国建設研修センター等への派遣研修

カ) 部のDXの推進に関すること

- ・大分県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進戦略のうち、土木建築部に関するDX施策を推進する。

(3) 建設技術情報班

ア) 発注者の技術力確保に関すること

1) 技術管理に関すること

- ・土木工事の調査・設計、施工関係の基準や要綱の改定
- ・新技術・新工法の活用促進

2) 積算基準の改定に関すること

- ・土木工事標準歩掛の改訂
- ・公共事業労務費調査、資材単価調査、施工形態動向調査

イ) 事業の進行管理に関すること

- ・公共事業の執行計画と進行管理

ウ) 働き方改革の推進、生産性向上の取組に関すること

- ・週休2日工事、工事書類の簡素化、ICT活用工事、CIM、遠隔臨場、情報共有システム試行工事等

エ) 公共事業業務システムの運用改善及び保守に関すること

- ・大分県共同利用型積算システムなどの総合的な運用・管理

オ) 公共事業の価値向上（バリュー・エンジニアリング）に関すること

- ・VE研修、設計VEや契約後VEの取組み

(4) 事業・環境評価対策班

ア) 公共事業評価の推進

- ・公共事業の効率化、重点化、事業実施過程における透明性の向上を図るための公共事業評価に関する調整や指導
- ・大分県事業評価監視委員会(第三者機関)、庁内判定会議(部外機関)、検討部会(部内機関)の開催及び運営

イ) 環境影響評価等に関する調整

- ・土木建築部が実施する公共事業の環境アセスメント等に関する生活環境部との調整
- ・土壌汚染対策法、自主的環境配慮指針の部内発注機関への周知及び指導

ウ) 文化財調査に関する調整

- ・公共事業の円滑な執行と文化財の適切で調和のとれた保存のため、文化課及び埋蔵文化財センターとの調整
- ・文化財保護法の部内発注機関への周知及び指導

エ) 建設リサイクルの推進

- ・建設リサイクル法に基づく工事届出、通知業務の総括
- ・分別解体、再資源化に対する指導
- ・建設発生土の情報交換

オ) 共生のまち整備事業

- ・歩道段差解消や信号機の視覚障がい者用音響装置の設置等、県が設置管理する公共施設のバリアフリー化等を推進

※令和8年度事業計画は「資料編」80ページに記載

カ) 地域の安心基盤づくりサポート事業

- ・道路を除く県管理の公共施設において、小規模な損壊や施設機能の維持に支障等が発生した場合、住民からの要請に応じて迅速に修繕・支障の除去等を行う。

※令和8年度事業計画は「資料編」80ページに記載

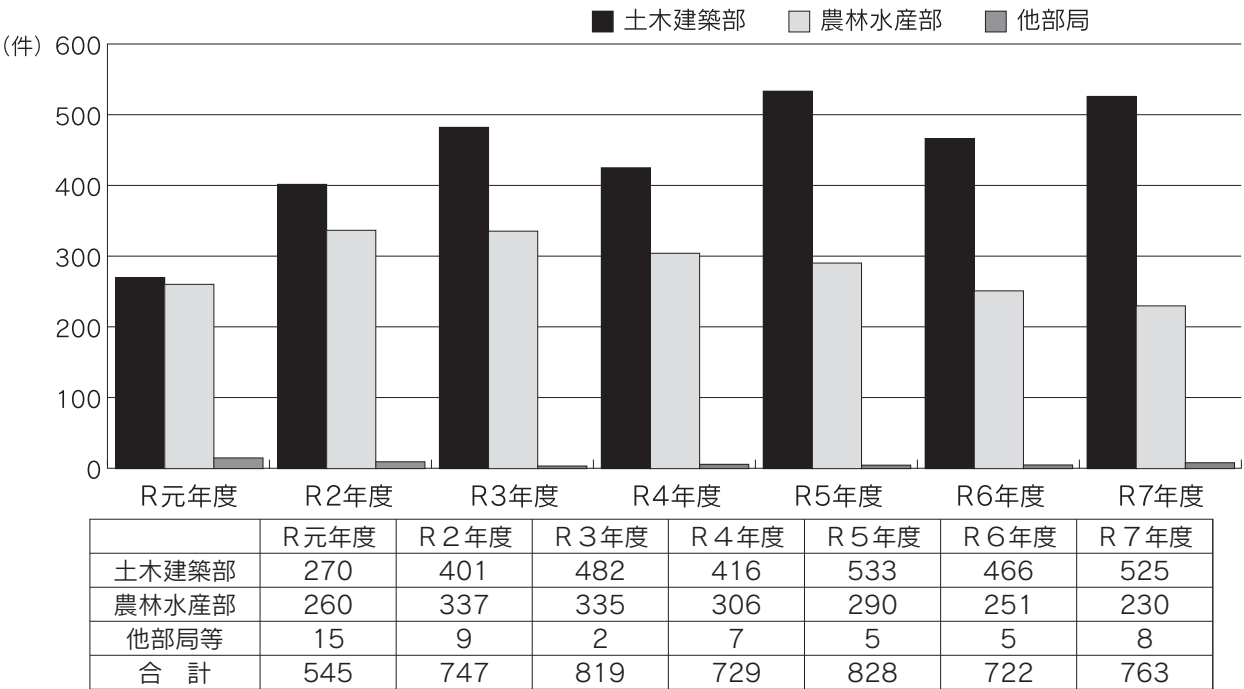
(5) 工事検査室

(工事検査第一班・工事検査第二班)

土木建築部および農林水産部等が発注した工事の適正な執行と、公共施設の安全と品質を確保し、土木技術と建築技術等の向上を図るための工事監督・検査に係る業務を行う。

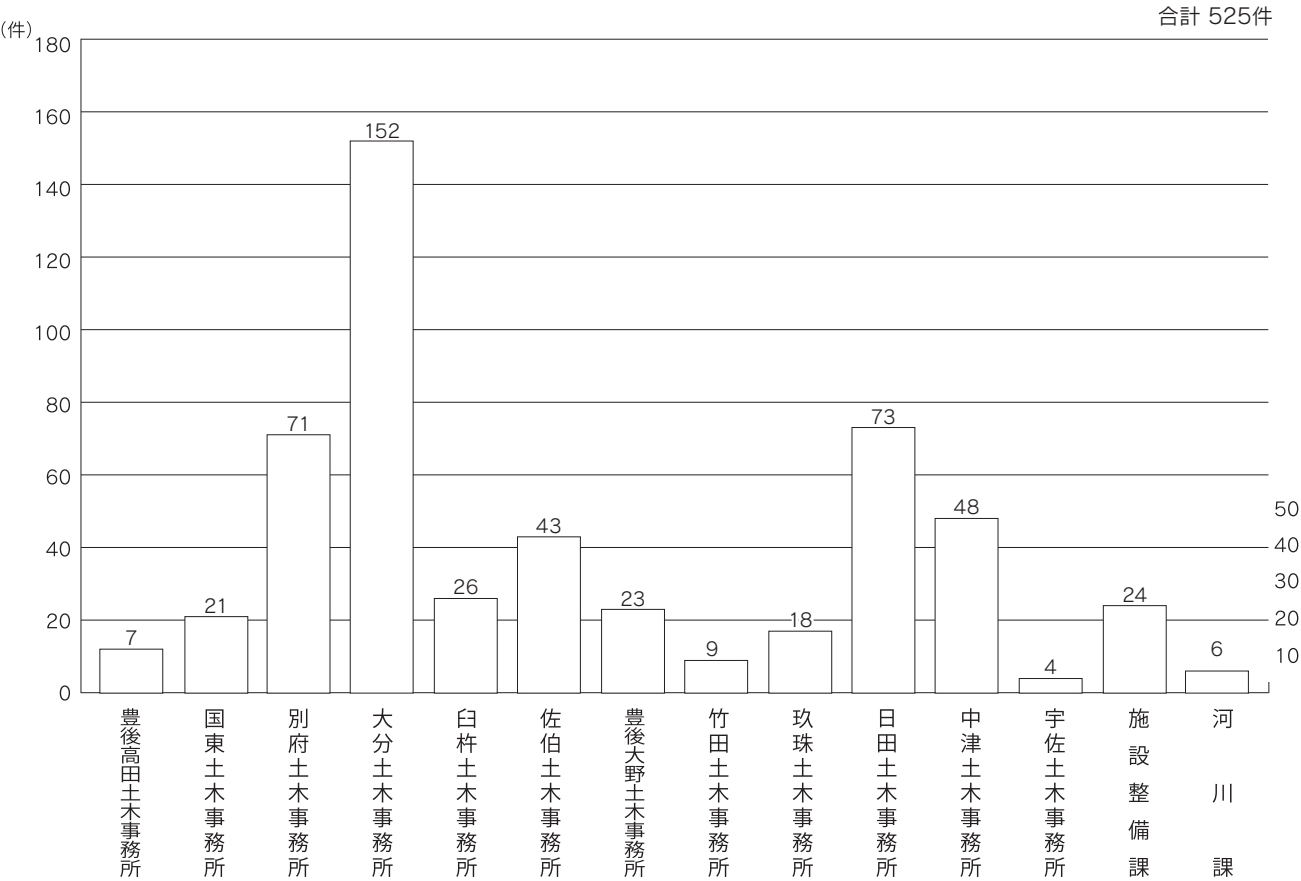
- ア) 本庁発注工事及び地方機関発注工事のうち土木建築部は設計金額8,000万円以上、農林水産部は設計金額5,000万円以上の完成検査、出来形確認、中間検査及び指定部分完成検査
- イ) 設計金額2,000万円以上の本庁発注委託及び地方機関発注委託の完了検査及び部分完了検査
- ウ) 工事の品質管理試験を行う試験場の指定、生コンクリートの工場検査及びコンクリート二次製品の工場検査
- エ) 工事の監督基準、検査基準及び工事成績評定等の指導
- オ) 委託業務の監督基準、検査基準及び委託業務等成績評定の指導
- カ) 工事の管理、監督、検査に関する調査、研究及び技術職員等の指導並びに研修
- キ) 土木工事の共通仕様書、施工管理基準及び検査基準の改定
- ク) 土木建築部における建設工事・委託業務の優良業者の表彰（土木建築部長表彰）

年度別工事検査件数



※他部局（公社、芸術文化短期大学、看護科学大学）

令和7年度土木建築部事務所別工事検査件数



令和7年度 委託検査件数 66件

1. 業務の概要

用地対策課では、土木建築部の事業に必要な土地「事業用地」を取得するために、用地買収や物件補償に関する指導事務を行っている。

また、土地収用法に関する事務（収用委員会や、市町村等事業の事業認定）を行っている。

（１）用地補償

土地の提供や物件の移転等に伴って通常生じる損失は、原則として金銭をもって補償することになっている。これを「用地補償」という。

用地補償は、一部の権利者に過分の利得をもたらすものであってはならない一方で、不当な受忍を強いるものもあってはならない。すなわち「正当な補償」であることが求められる。

このため、大分県では「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」を定め、この基準に基づいて適正で公平な用地補償を行っている。

（主な業務）

- ・適正で公平な補償を行うため、損失補償基準の適正な運用と補償理論や補償事例の研究・調査に取り組み、各土木事務所等を指導している。
- ・公共事業を円滑に遂行するため、計画的な用地の確保を目指し、各土木事務所等の用地取得を支援している。
- ・土地の所有者など関係する方々に、安心して土地を提供していただけるよう、信頼される用地職員の育成に取り組んでいる。

（２）土地収用制度

補償金の額などにより権利者の同意が得られない場合や、土地の所有権や境界について争いがあるため、話し合いでは事業用地を取得することができない場合がある。

このような場合には、事業施行者は土地収用法に定められた手続を経て、土地所有者や関係者に適正な補償をしたうえで、土地の収用を行っている。

（主な業務）

- ・法律、経済及び行政の各分野から選ばれた7人の委員で構成された収用委員会が、土地収用の裁決申請に基づいて、事業施行者と土地所有者等との間の損失の補償などの争いを中立の立場で公正に審理し、裁決を行っている。

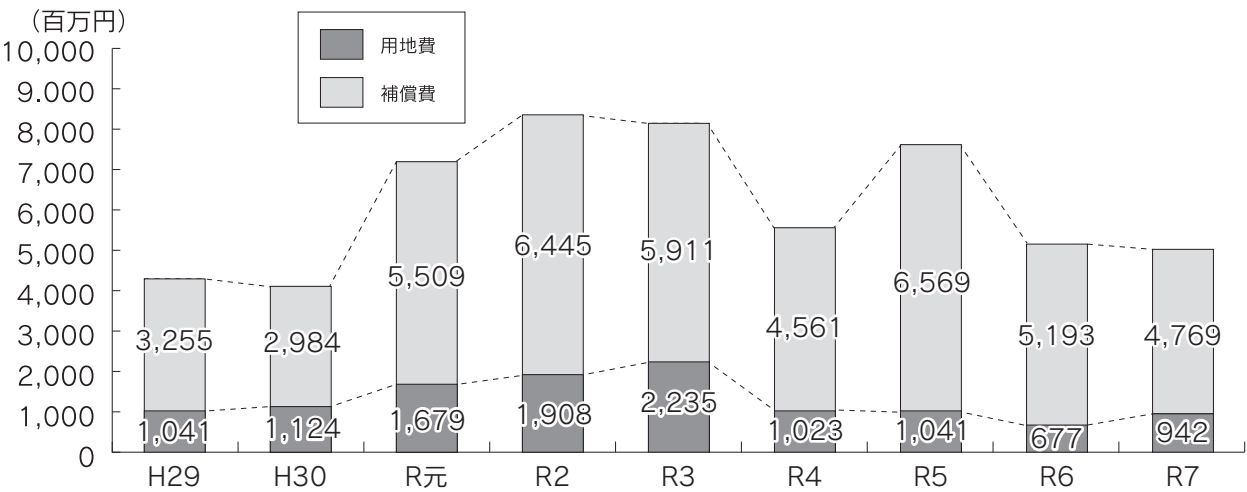
2. 大分県の状況

ア) 用地及び補償の実績（令和7年度）

	取得筆数（筆）	取得面積（㎡）	用地費（千円）	補償費（千円）	合 計（千円）
道路	511	117,844	403,853	2,457,934	2,861,787
河川	69	14,446	63,471	449,297	512,769
砂防	480	116,293	119,641	291,783	411,423
港湾	0	0	0	218,609	218,609
街路	95	7,008	342,757	1,213,835	1,556,592
その他	241	43,433	12,808	137,770	150,578
計	1,396	299,024	942,530	4,769,227	5,711,757

※端数処理のため各欄の合計値と計欄とが一致しない場合がある。

イ) 用地費及び補償費の推移



ウ) 裁決申請等件数の推移

	前年度からの 繰越件数	申請件数	処理状況			計	翌年度への 繰越件数
			裁決件数	和解件数	取下げ件数		
平成29年度	1	0	1	0	0	1	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	3	1	0	2	3	0
令和5年度	0	1	0	0	0	0	1
令和6年度	1	2	1	0	0	1	2
令和7年度	2	1	3	0	0	3	0

道路建設課、道路保全課

1. 業務の概要

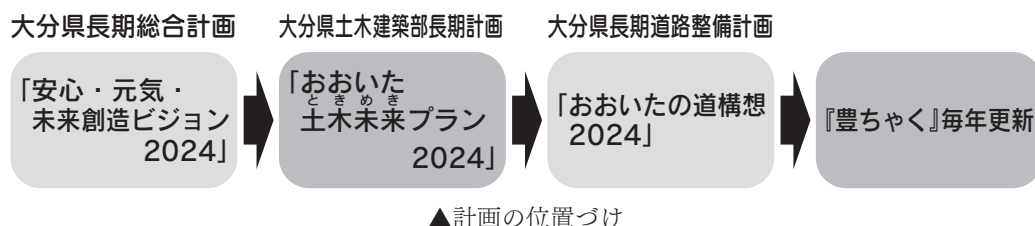
道路建設課では、道路事業全般の調整や、県が管理する国道及び県道の（主に）改良に係る調査、計画及び工事の施工に加え、高速道路事業や国直轄事業の促進及び連絡調整に関する業務などを行っている。

道路保全課では、県が管理する国道及び県道の管理業務や道路関係法令に基づく業務に加え、維持及び補修、交通安全、無電柱化、防災、災害復旧などに係る調査、計画及び工事の施工、市町村事業に関する業務などを行っている。

2. 大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想2024』

近年、九州各地における半導体関連投資の活発化などによる企業立地や産業集積が進むなど、産業や物流を支える広域道路ネットワークの整備の重要性がさらに高まっている。また、AIやドローン、自動運転など様々な先端技術の開発・普及が進んでおり、人々の生活や経済活動のあり方が大きく変化している。さらに、道路における賑わい空間の創出や自転車活用の推進といった道路に求められるニーズの多様化、脱炭素化によるグリーン社会の実現に向けた取組など、道路を取り巻く情勢が変化している。

このような状況の中、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」（令和6年9月）及び大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン2024」（令和7年3月）の策定を踏まえ、新たな長期道路整備計画「おおいたの道構想2024」を令和7年3月に策定した。



本計画を踏まえ、「安心・元気・未来創造」の3本の柱に対応した「生活の安全・安心を高める道路整備」、「元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備」、「おおいたの未来創造に向けた道路整備」の各分野における道路整備を推進する。

※詳細は「資料編」に記載（P83～）

「豊ちやく」は、道路事業の今後5年間での開通目標を示す取組で、毎年公表している。これは、「おおいたの道構想2024」を具体にするための年度単位でのPDCAサイクルにあたるものである。

開通時期を明確にすることにより、予算の重点配分や目標達成に向けた事業の進捗管理、説明責任の向上に資することを目的としている。

令和7年度の達成状況は、目標31区間約6.1kmの開通目標に対して31区間、約6.9kmを開通することができた。

令和8年度の開通目標は、26区間、約5.7kmとしている。

<主な開通区間>

一般県道栃野西大山線（中津江工区）約0.75km、一般国道442号（宗方拡幅）約0.20kmなど

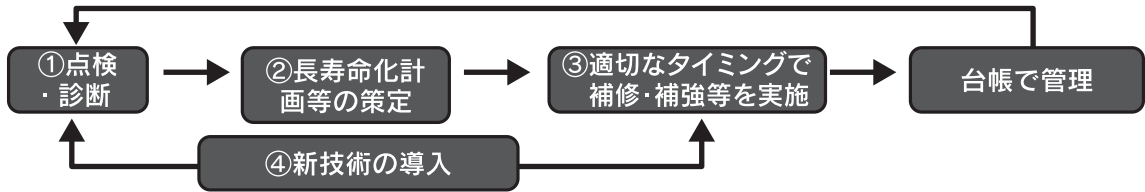
<主な開通予定区間>

一般国道217号（戸穴バイパス）約1.10km、一般国道326号（小坂工区）約0.13kmなど

3. 道路施設のアセットマネジメント

わが国では高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル等の社会インフラの老朽化が進行している。そこで、公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来にわたって安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供することを目的としている。

アセットマネジメントのサイクル



- ①インフラ点検の着実な推進
交付金の活用等により、橋梁、トンネル等のインフラ点検を実施
- ②施設毎の長寿命化計画等の策定
点検結果を踏まえ、対策の内容や時期等を長寿命化計画等として順次策定
- ③補修対策の実施
計画に基づき優先順位を定めて適切なタイミングで対策を実施
- ④維持管理コストの低減に資する新技術の導入
道路照明のLED化の推進、日常パトロールにおいて、スマートフォンの加速度センサーを用いた路面状況調査を実施

道路施設数

施設名	道路施設数	単位	総数
橋梁	橋梁	橋	2,534
	横断歩道橋	橋	43
トンネル	トンネル本体	本	261
舗装	舗装	km	3,141
道路のり面工・土工構造物等	擁壁（補強土壁、混合擁壁）	箇所	1,088
	高盛土（2段以上）	箇所	595
	アンカー	箇所	164
	モルタル・コンクリート吹付	箇所	3,674
	法枠	箇所	732
	落石防止柵、落石防止網	箇所	2,086
	函渠（w＝5 m以上）	箇所	61
	ロックシェッド（覆道）	箇所	7
道路付属物	道路情報板	基	167
	道路照明	箇所	7,443
	道路標識	基	2,097

（各長寿命化計画より）

4. 施策の概要・主な当年度事業

（1）道路改良

ア）高規格道路

広域道路ネットワークの充実・強化を図る。

- ①東九州自動車道4車線化
- ・大分宮河内IC～臼杵IC付近
 - ・津久見IC～佐伯ICの一部

②中九州横断道路

【国事業】竹田阿蘇道路

③中津日田道路

【国事業】三光本耶馬溪道路

【県事業】耶馬溪山国道路・日田山国道路

イ）一般国道（直轄管理区間）

渋滞緩和や交通機能の確保等を進めるため道路改良事業の促進を図る。

- ・一般国道10号（高江拡幅）
- ・一般国道210号（横瀬拡幅）
- ・一般国道210号（川下改良）
- ・一般国道210号（池ノ原橋床板取替）

ウ）一般国道（県管理区間）・県道

地域間の交流を図るとともに都市部の渋滞緩和や交通機能の確保、地方部の生活道路の改善等を図るため道路改良事業を推進する。

①一般国道（県管理区間）

- ・一般国道197号（鶴崎拡幅）・一般国道212号（日田拡幅）・一般国道217号（平岩松崎バイパス）ほか
- 令和8年度は、一般国道217号（戸穴バイパス）など3区間約1.5kmの開通を予定している。

②県道

- ・主要地方道中津高田線（江須賀～金屋工区）・一般県道梶寄浦佐伯線（吹浦工区）
- ・一般県道三重新殿線（牟礼前田工区）・主要地方道玖珠山国線（立羽田工区）ほか

令和8年度は、一般県道床木海崎停車場線（海崎2工区）など6区間約1.4kmの開通を予定している。

（2）県単独事業

一般改良事業、地域振興道路改良事業、高規格関連事業などにより、生活に密着した道路の改良事業を推進する。

- ・主要地方道大分白杵線（末広工区）・主要地方道耶馬溪院内線（鳴良工区）
- ・一般県道四浦港津井浦線（大浜2工区）・一般県道弓立上戸次線（中野工区）ほか

令和8年度は、一般県道岩戸五馬日田線（小坪尻工区）など10区間約1.7kmの開通を予定している。

（3）交通安全

交通安全施設（歩道、自転車歩行者道、防護柵、道路照明灯、道路標識等）の整備を推進し道路交通の安全の確保と円滑化を図る。

平成24年度に全国で多発した通学児童の交通事故を契機に、毎年、学校関係者や警察と連携し、通学路の合同点検を実施している。合同点検で抽出した危険箇所の解消や法指定通学路の歩道整備を中心に交通安全事業を推進する。

- ・一般国道326号（小坂工区、自転車歩行者道）
- ・一般県道下時枝今津停車場線（富山工区、歩道）
- ・一般国道500号（明礬2工区、歩道）
- ・一般県道国東安岐線（つつじヶ丘工区、歩道）ほか

令和8年度は、一般県道朝田日田線（銭花工区）など、5区間約0.4kmの開通を予定している。

（4）道路の維持・管理

ア）維持・補修

道路の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るために、施設の点検や道路パトロールを実施し、舗装補修、橋梁補修、トンネル補修、街路樹管理等により、施設の適切な維持管理等を行う。

- ・橋梁補修 主要地方道天瀬阿蘇線（天笠橋）ほか
- ・舗装補修 主要地方道大在大分港線（大分市萩原）ほか

イ）改善

道路利用者の利便性及び安全性向上を図るため、「小規模改築」と「修繕」を組み合わせた事業を実施する。

- ・身近な道改善事業 主要地方道安心院湯布院線（宇佐市安心院町鳥越）ほか

ウ）防災対策

落石等の自然災害を未然に防止し、地域の安全な生活を支えるとともに大規模な地震が発生した場合にも、橋梁の落橋・倒壊など重大な被害が生じないように橋梁の耐震化を行う。

- ・主要地方道別府一の宮線（別府市大字南立石）ほか
- ・主要地方道大在大分港線（家島橋（下り））ほか

エ）管理

道路法に基づく許可事務、境界確認、消耗品の交換等の事務を行っている。主な許可事務は以下のとおり。

- ・道路工事施行承認（法第24条）～歩道の切り下げ、法面の埋土 等
- ・道路占用許可（法第32条）～電柱、水道管、工事用の足場 等
- ・特殊車両通行許可（法第47条の2）～一般的制限基準を超える車両の通行許可

また、災害が発生した場合に緊急車両等の通行を確保するため、平成29年7月から道路法第37条に基づき緊急輸送道路上の電柱の新設を原則として禁止。

(5) 令和8年度事業計画

国庫補助事業 (単位：千円)

事業名	予算額	概要
道路改良事業費	15,032,984	高速道路を補完する循環型高速交通ネットワークを整備するとともに、まちなかの渋滞対策、主要な道路や地域産業・観光交流を促進する基幹道等の整備を実施する。
交通安全事業費	2,349,242	歩道や自転車歩行者道の設置、交差点の改良等の交通安全対策や緊急輸送道路等の無電柱化工事を実施する。
道路防災事業費	1,706,412	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
道路施設補修事業費	7,498,207	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁、トンネル等の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
国直轄道路事業負担金	3,029,810	
国庫補助事業計	29,616,655	

県単独事業 (単位：千円)

事業名	予算額	概要
交通安全事業費	503,200	交通安全施設の新設や更新等を行い、交通事故を未然に防止し、道路利用者の安全確保とサービス向上、高齢者や子どもなどのいわゆる「交通弱者」の「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図る。
道路防災事業費	924,500	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
身近な道改善事業費	800,000	住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備等の小規模な改良や通学路安全対策を実施する。
側溝整備事業費	91,615	道路側溝の未整備箇所、破損箇所について、順次整備を行い、交通の安全性向上を図る。
道路施設補修事業費	2,759,028	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁や舗装の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
道路改良事業費	4,075,080	集落から病院へのアクセス、通学・買い物等の利便性の向上など生活の安全・安心を高めるための道路を整備する。
橋梁整備事業費	122,900	交通需要の増大、車両の大型化等に伴って緊急に整備の必要がある橋梁の新設または架替えを行う。
その他	3,808,592	道路管理費、市町村指導監督事務費、道路橋梁調査費、道路維持修繕費、クリーンロード支援事業費、道路関係受託事業費、安全・安心な道路環境創出事業費、高速自動車建設促進事業費、路面標示緊急補修事業費
県単独事業費計	13,084,915	
合計（補助＋県単）	42,701,570	

1. 業務の概要

河川課では、県民の生命や財産を洪水や高潮などの被害から守るため堤防や護岸等の整備や治水ダム等の建設を進めるとともに、自然環境や生活環境に配慮した水辺づくりにも取り組んでいる。また、災害復旧、河川の堆積土の除去や草刈り等の維持管理、河川や海岸に関する許認可の審査、広域利水の調整並びに水資源の開発及び国等の建設するダムの連絡調整、水資源地域の振興対策に関することなどを担当している。

2. 施策の方向

河川課所管の業務は、大きく施設の建設と維持管理に大別される。

施設の建設は、次の方針により定めた計画（※）に基づき事業を推進する。

- （１）安全で安心して暮らせる豊の国の川づくり
- （２）清らかな水と健全な水循環を構築する川づくり
- （３）自然と共生し、生き物にやさしい川づくり
- （４）新たな文化の創造と地域づくりと一体となった川づくり
- （５）海岸浸食、高潮等に対して安全で美しい海岸づくり

維持管理では、河川、治水ダム、海岸等の許認可事務等を行い公共財産の適正な維持管理を行う。

また、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域内のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を、総合的・多層的に推進する。

※川ビジョンおおいた2021、河川整備計画、海岸保全基本計画等

3. 大分県の現状

（１）河川

県内を流れる一級河川は、6水系374河川2,077km（うち国土交通大臣管理区間197km）、二級河川は、93水系211河川989kmで、合計99水系585河川3,066kmである。

この一、二級河川の合計延長は九州で一番長く、全国12番目の長さで、そのうち県管理延長は全国で10番目にあたる。

このほか市町村管理の河川として、一級水系328河川395km、二級水系220河川224km、単独水系51河川45kmの合計599河川664kmが準用河川に指定されている。

県下河川・数・延長・管理区分

令和7年4月30日

区 分	水 系 名	河川数（本）	河川延長（km）	管理区分（延長）（km）	
				国	県
一級河川	筑後川	80	449.5	61.3	388.2
	五ヶ瀬川	25	125.0	—	125.0
	番匠川	52	263.6	33.8	229.8
	大野川	135	810.3	32.3	778.0
	大分川	49	256.6	32.6	224.0
	山国川	33	171.8	36.5	135.3
計	6	374	2,076.8	196.5	1,880.3
二級河川	93	211	988.7	—	988.7
計	99	585	3,065.5	196.5	2,869.0

(2) ダム

県内のダム（補助）は、多目的ダムとして芹川、北川、野津の3ダム、治水ダムとして安岐、黒沢、青江、床木、行入、稲葉、玉来の7ダムの計10ダムを管理している。

(3) 海岸

県内の海岸は、豊前豊後沿岸、豊後水道西沿岸の2沿岸から構成されており、海岸数は26、海岸線の延長は769kmで、全国総海岸延長の2.2%にあたり、このうち国土交通省水管理・国土保全局所管海岸は、263kmで総延長の34%を占めている。

（令和8年3月31日現在）

沿岸数	海岸総延長	海岸保全 区域延長	うち、水管理・国土保全局所管				
			海 岸 数	地区海岸数	海岸総延長	海岸保全 区域全長	既施設延長
2	769km	347.5km	26	42	263km	55.1km	45.1km

4. 施策の概要

(1) 河川改修事業

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会を実現するために河川毎に計画的な整備を実施する。また、激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、人命被害や県民の生活に大きな支障が生じた地域等においては、集中的に再度災害防止対策を実施する。

加えて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出する。

(2) 治水ダム建設事業

令和6年度より、国東市安岐町の二級河川安岐川において「安岐ダム再生事業」を開始した。

本事業は、安岐川の根本的な治水対策として現在の安岐ダム（昭和46年完成）の嵩上げ等、既存施設の治水機能を増強し、下流域の浸水被害を防止するものである。



安岐ダム

(3) ダムメンテナンス事業

管理ダムにおいて、設備等の老朽化により、機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、ダム機能の回復または向上を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施している。

(4) 海岸事業

高潮、波浪等による自然災害に対する県土基盤の安全性を図るため、国土交通省水管理・国土保全局所管の国東海岸（小原地区）にて海岸環境整備事業を実施している。

(5) 災害復旧事業

河川、海岸、砂防、道路等の国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設の災害は、県民生活に重大な影響を及ぼすため、早期復旧を図るとともに、再度災害の防止と安全度の向上を図るための災害復旧助成事業や河川等災害関連事業等の改良復旧事業を促進し、併せて市町村災害復旧事業の指導、監督等を行っている。

(6) 障害防止対策事業

日出生台演習場内は著しく荒廃し、場内からの流出土砂、洪水流量の増加等により、下流の住民、耕地等に被害を与えているため、障害を防止する目的で大分川の障害防止対策事業を実施している。

(7) 水防

水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには「ハード整備」と「ソフト対策」が一体となった「減災体制の確立」及び「自助」「共助」「公助」がバランス良く機能した「減災対策」が必要である。このことから、水災時の迅速かつ確かな水防活動を可能とするため、河川情報基盤緊急整備事業を実施し、河川水位局、雨量局の自動観測設備の整備を行い、洪水予報河川や水防警報河川において氾濫警戒情報の発表を行っている。

また、洪水時、住民が的確に避難行動がとれるように、中小河川における「洪水浸水想定区域図」の作成や、カメラ映像から洪水危険度を視覚的に確認できる量水標設置などに取り組んでいる。

(8) 河川及び海岸の管理

河川法及び海岸法に基づき、一級河川の指定区間並びに二級河川及び水管理・国土保全局海岸の適正な管理を行っている。

・河川監理員（令和8年度 218名）

(9) ダムの管理

発電のある芹川ダム、北川ダムは、企業局と共同で管理しており、安岐ダム、黒沢ダム、青江ダム、床木ダム、行入ダム、野津ダム、稲葉ダム、玉来ダムは土木事務所が管理を行っている。

(10) 水利使用

発電用、工業用、飲料用、動力用、灌漑用、養殖魚用等の水利使用の申請について、許認可等の事務を行っている。

(11) 河川及び海岸産出物の処分

砂利、土、粘土、栗石、あし、かや、竹木、芝等の採取について、河川管理施設を損傷しないように留意し、治水上支障のないよう許可している。なお砂利採取の許認可事務は、砂利採取法に基づき河川砂利のほか、海砂利、山砂利等についても行っている。

(12) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸の公有水面埋立て

河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域及び一般公共海岸区域の公有水面埋立法に基づく埋立ての許認可事務を行っている。

5. 主な当年度事業

(1) 河川改修事業

既往洪水による浸水被害状況や沿川の状況などを考慮し、河川改修（河道掘削、引堤、堤防嵩上げなど）や川の流れを阻害している河川内の横断工作物（橋梁、堰など）の改築を行い、河道の流下能力の向上を図る。

さらに、水害時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難行動に繋げるため、河川水位局等の自動観測設備の整備を行う。

○代表事業箇所

玖珠川（日田市）、野上川（九重町）、山国川（中津市）など

(2) 治水ダム建設事業

安岐川流域の抜本的な治水対策として、既存の安岐ダムの治水機能を増強し、下流域の浸水被害を防止する目的で令和6年度から地質調査や概略設計、環境調査等に着手している。

引き続き工事実施に向けて必要となる詳細測量や各種調査、施設設計および関係機関協議を進める。

(3) ダムメンテナンス事業

県管理ダムにてライフサイクルコストの縮減、新技術等の活用が図れるよう、長寿命化計画の見直しを行うとともに、その計画に沿ったダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の改良工事を実施する。

(4) 緊急河床掘削事業（県単独事業）

洪水等による土砂堆積で流下能力が低下した河川について、人命に密接に関わる（人家・学校等）箇所の河床掘削をすることにより、早期の流下能力の改善を図り、安全で安心して暮らせる災害に強い県土づくりを行う。

(5) 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業

令和7年発生災害にかかる全国の国土交通省所管の公共土木施設関係の被災箇所は、5,567箇所、被害額は、約2,339億円となっている。うち、九州全域では、3,401箇所、約1,132億円の被害額となっている。

このうち、本県の被災箇所は111箇所、被害額は約26億2千万円である。

※詳細は「資料編」P93に記載

1. 業務の概要

港湾課の業務は大きく「港湾事業」と「海岸事業」に分かれており、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」で取り組んでいる「九州の東の玄関口としての港湾機能の強化」や「地震・津波・高潮対策」などを推進している。

港湾事業…人流、物流拠点としての機能強化に向けて、船舶の大型化や貨物量の増加に対応した港湾施設の整備、大規模地震時の緊急輸送拠点となる耐震強化岸壁や緑地の整備、既存施設の延命化を図る岸壁の補修・補強、にぎわい空間の創出などの港湾整備を行う。

海岸事業…津波、高潮、高波等の被害から県土を守る一方、高度経済成長期以降の国土開発により、沿岸域の埋立が進められてきたことなどから自然海岸が減少し、環境の悪化や住民の憩いの場が少なくなり、環境や利用に配慮した海岸整備が求められるようになってきた。このようなことから、「大分県海岸保全基本計画」を策定し、「美しく、安全で、いきいきした大分の海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、海岸に生息する貴重な動植物や美しい海岸の景観などを保全し、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを行う。

2. 施策の方向

1) 九州の東の玄関口として人流・物流機能を十分に発揮できるよう、港湾機能の強化を進める。特に、人流拠点としての別府港におけるフェリー大型化への対応やにぎわい空間創出、物流拠点としての大分港大在地区におけるRORO船等、海上輸送ニーズの増加への対応として、港湾施設の整備を重点的に進める。

また、県南の経済活動を支える佐伯港における岸壁の老朽化対策及びふ頭用地の整備、臼杵港における新たなフェリーふ頭の整備、自動車関連産業を支える中津港の整備なども着実に進める。

2) 経済活動の基盤となる港湾の利活用を進めるため、航路の誘致や貨物量増大に向けたポートセールスに積極的に取り組む。また、遊休化している港湾施設や用地等の積極的な利活用を進め、使用料収入等の増大を図る。

さらに、大分県の港湾の競争力を高めるため、施設使用料を弾力的に設定するとともに、ポータルラジオ等の活用により、より高度な港湾サービスを提供する。

3) 港湾区域内の放置艇を解消するため、プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を維持する。

4) 高潮・津波等の災害から防護する機能を、長期的に確保することにより、港湾・海岸における防災機能を高める。また、港湾・海岸における自然環境を保全するため、自然再生型の事業を進める。

3. 大分県の港湾の現状

港湾一覧表

種 別	港 湾 名	港 数
重 要 港 湾	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港	5
地 方 港 湾 (56 条 港 湾)	高田港、臼野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港 佐賀関港、下ノ江港、白杵港、浦代港、丸市尾港 (真玉港) (小高島港)	15
計		20

(1) 定期航路の状況 (大在公共ふ頭)

外貿コンテナ令和 8 年 5 月 26 日現在

港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量 トン数 (D/W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在 10m岸壁	10.0	170	フルコンテナ船	MOJI EXPRESS/HANSUNG WEIHAI	428	5,095	8.50	126.0	週 1 便	大分～志布志～細島～釜山～伊万里～大分	R1.7
				フルコンテナ船	INTEGRATIVE EARTH	1,091	13,703	8.52	146.0	週 1 便	大分～上海～志布志～福山～水島～広島～天津～大連～青島～福山～水島～広島～志布志～寧波～上海～伊万里～福山～水島～広島～細島～大分	H9.7
					BLOOMING EARTH		13,714					
					REGAINING EARTH		13,715					
					SCARLET ARROW	1,020	12,310	8.23	143.0			
	大在 14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	ITX EHIME	1,020	12,274	8.23	143.0	週 1 便	大分～志布志～那覇～基隆～台中～高雄～那覇～八代～釜山～松山～大分	H28.2
					ITX HIGO	1,048	12,454	8.21	146.2			
				フルコンテナ船	STAR VOYAGER	1,003	12,402	8.21	141.0	週 1 便	大分～釜山～東京～横浜～名古屋～大分	H7.6
				フルコンテナ船	CONTSHIP WAY	1,114	13,798	8.50	147.9	週 1 便	大分～門司～博多～光陽～釜山～志布志～大分	H13.4
				フルコンテナ船	SUNNY CALLA	1,103	11,775	8.50	141.0	隔週 1 便	大分～蔚山～釜山～大阪～神戸～水島～福山～広島～大分	R3.1

国際フィーダーコンテナ

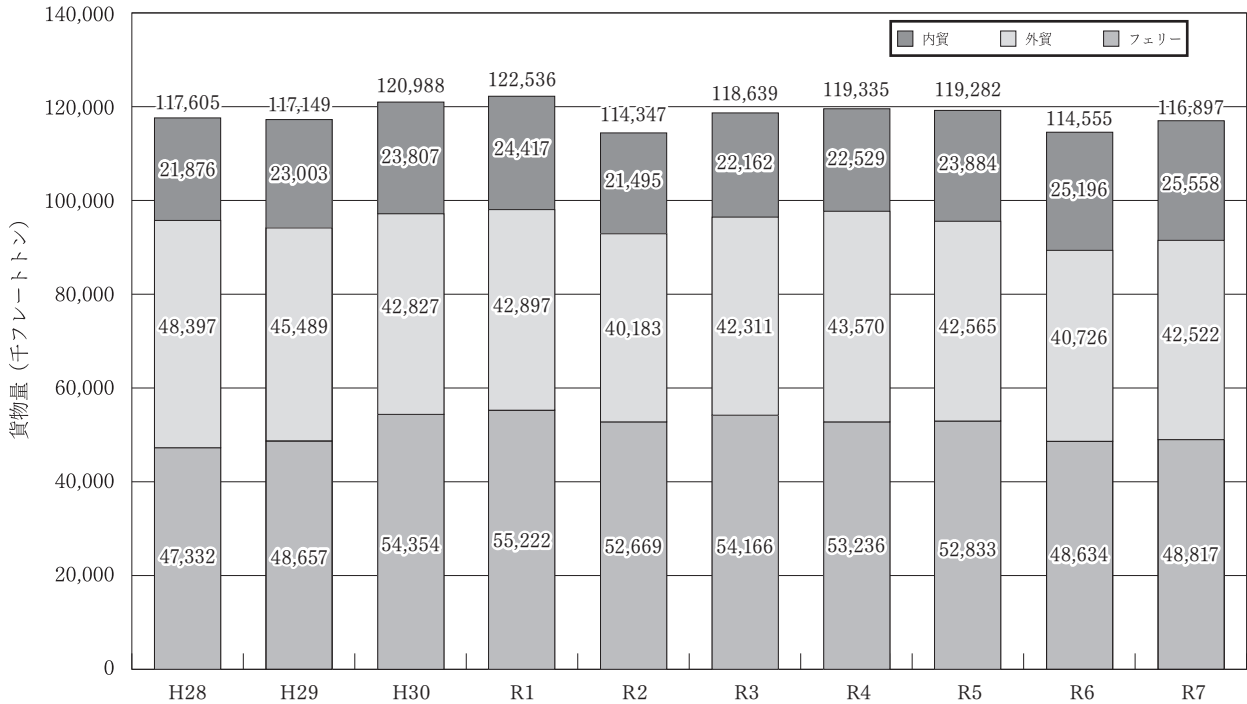
港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量 トン数 (D/W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在 14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	てんま	146	1,438	3.70	80.0	週 1 便	大分～神戸	H11.2
					だいこく	189	2,000	3.80	95.5			
				フルコンテナ船	しげのぶ さくら さがみ	402	3,850	5.30	112.0	週 1 便	大分～神戸	H19.8
				フルコンテナ船	エメラルド1 おおぎ他	298	5,400	4.20	118.0	週 1 便	大分～神戸	H26.10
				フルコンテナ船	豊昌丸 青龍	48	1,600	4.70	75.5	週 1 便	大分～ひびき	R8.4

RORO船

令和8年6月1日現在

港湾名	係留施設			サービス名	船名	船種	重量 トン数 (D/W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	線路開設 年月
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在 -9.0m 岸壁	9	240	RORO船	さんふらわあ はかた他	RORO船	6,204	6.63	166.90	週3便	大分～東京～博多	H31.4
				RORO船	豊王丸	RORO船	6,597	7.14	173.34	週3便	大分～清水	H28.10

県全体港湾貨物量の推移



※その他の資料は「資料編」に記載 (P95～)

4. 施策の概要

補助事業

事業名	内容	実施予定箇所
重要港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修	中津港、別府港、大分港、津久見港
地方港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修 ・臨海部における緑地に関する施設の新設	国東港、守江港、臼杵港、佐賀関港
港湾改修統合補助事業	・老朽化した港湾施設の維持補修や小規模な施設の新設	佐伯港、臼杵港、臼野港、大分港、高田港、守江港
津波危機管理 対策緊急事業	・既存施設の緊急的な防災機能確保及び避難対策を推進	守江港海岸 (住吉浜地区) 別府港海岸 (的ヶ浜地区) 高田港海岸 (久兵衛地区)
浸食対策事業	・海岸の浸食による被害を防ぐ	国東港海岸 (向田地区)

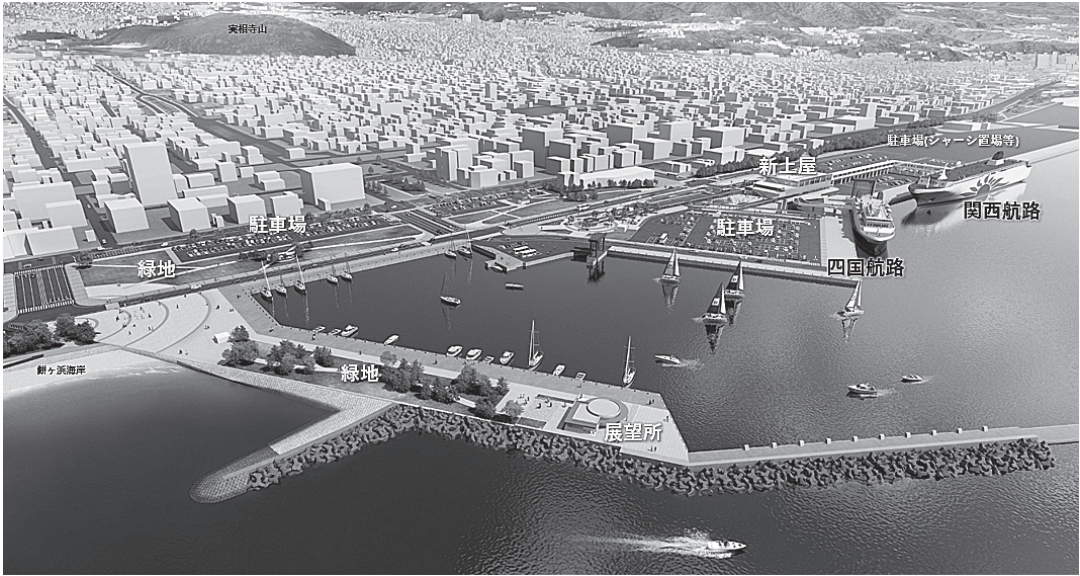
県単独事業

港湾海岸管理事業	港湾区域及び海岸保全区域における占用、土砂採取等の規制ならびに使用料の徴収、その他管理業務	大分港、中津港等
港湾維持修繕事業	施設機能を保持するための維持修繕	別府港、大分港等
港湾改良事業	補助採択要件に満たない施設の改良等	佐伯港、大分港等
港湾機能施設整備事業	岸壁等の港湾施設が機能を発揮するための埠頭用地の整備	別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港
港湾施設維持修繕事業	上屋・野積場など特別会計施設の維持修繕	大分港、別府港等
港湾調査事業	港湾計画改訂の調査や埋立に関する調査等	大分港、国東港海岸等

5. 主な当年度事業

港湾事業

- 1) 別府港（重要港湾）
- ・フェリー岸壁の老朽化解消、災害発生時の幹線貨物輸送、上屋や二次交通機能の統合及びにぎわい空間の創出等を図るため、別府港のフェリーターミナルの整備を行う。



別府港石垣地区（イメージパース）

2) 白杵港（地方港湾）

老朽化したフェリーターミナルを再整備しフェリーと他の貨物船を分離することで白杵湾での安全な航路を確保するとともに、災害発生時の緊急避難と緊急物資の輸送を行う拠点港とするため、白杵港の下り松地区に耐震強化岸壁を備えた新しいフェリーターミナルと緑地の整備を推進しており、全体2バース計画のうち、1バース目と背後の防災緑地が令和7年5月に供用開始しました。引き続き、2バース目の岸壁を整備しています。



白杵港下り松地区

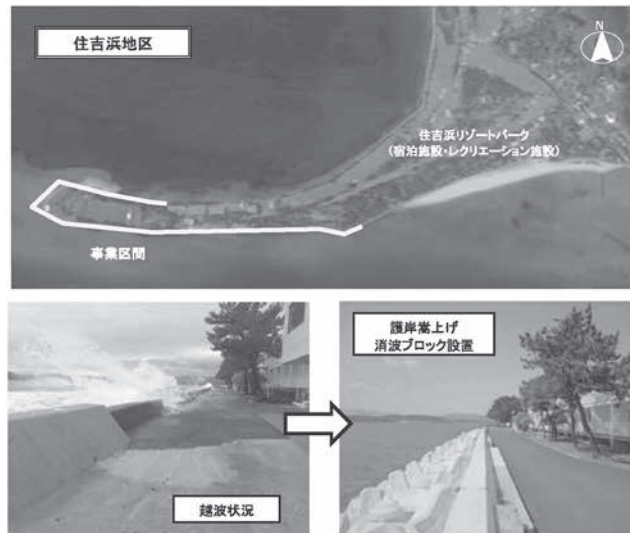


白杵港下り松地区（イメージバース）

海岸事業

守江港海岸住吉浜地区 津波危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の推進及び避難対策を推進することにより、津波または高潮発生時における人命の優先的な防護を行う。



守江港海岸住吉浜地区

砂 防 課

1. 業務の概要

砂防課では、土砂災害から県民の生命・財産を守るため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などによるハード対策と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報などの防災情報提供、土砂災害防止に関する啓発活動などのソフト対策に取り組んでいる。

砂防課は管理班、企画・土砂災害対策班、砂防施設整備班の三班で構成されており、各班の主な事業内容については下記のとおりである。

○管理班：砂防指定地等の指定・管理に関すること、砂防関係事業の予算に関すること。

○企画・土砂災害対策班：砂防関係事業の中・長期計画、土砂災害防止法全般に関すること。

○砂防施設整備班：砂防関係事業等の調査、計画並びに工事の施工に関すること。

2. 施策の方向

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防堰堤などのハード対策と警戒避難体制の充実・強化などのソフト対策の両輪で、総合的な土砂災害対策を推進する。

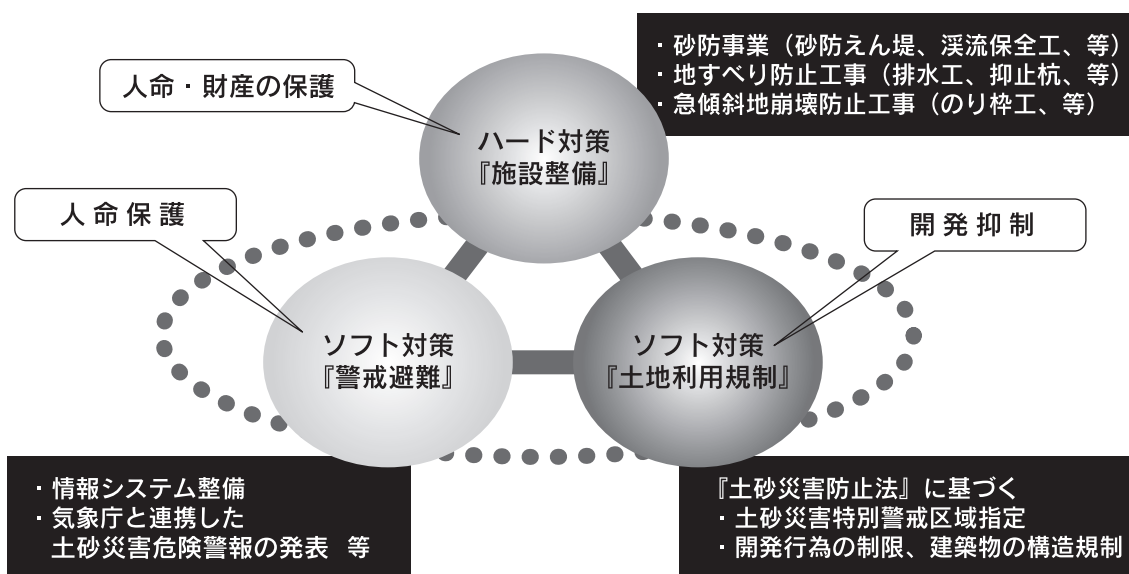
●砂防施設の整備 ～命を守るハード対策～

- ・人命とともに重要交通網などのインフラ・ライフライン、避難所などの地域防災拠点、病院や社会福祉施設などの要配慮者利用施設を守る箇所を優先的に整備します。

●警戒避難体制の構築 ～命を守る行動につなぐソフト対策～

- ・土砂災害から命を守るためには、「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です。このため、土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、土砂災害に関する防災情報の発信や市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成支援、啓発活動を行い、警戒避難体制の充実・強化を図ります。

- ①命と暮らしを守るハード対策 「施設整備」
- ②避難により、土砂災害から命を守るソフト対策 「警戒避難」
- ③土砂災害のおそれのある箇所における新たな住宅開発を抑制するソフト対策「土地利用規制」



3. 大分県の現状

大分県内の土砂災害のおそれのある箇所は、下表のとおりであり、区域数では全国で7番目に多い。

土砂災害 警戒区域 ^{※1}	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり
25,562 (全国7位)	6,340 (全国12位)	18,922 (全国5位)	300 (全国20位)

※1 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和7年12月末時点）

砂防三法及び土砂災害防止法に基づき指定された砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定状況については、資料編 P99～102を参照のこと。また、砂防施設の整備状況については、資料編 P103を参照のこと。

4. 施策の概要

（1）交付金事業（ア、イ、ウ、エ、カ）・個別補助事業（ア、イ、ウ、エ、オ）

ア）通常砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、ハード（砂防えん堤整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

イ）火山砂防事業

火山地域における土石流及び火山噴火に伴う火山泥流等の異常な土砂流出による災害から、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、砂防えん堤整備等の対策を実施する。また、火山噴火時の警戒避難体制の確立のため、ソフト対策も実施する。

ウ）地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去または軽減し、国土の保全と民生の安定を図るため、ハード（抑制工及び抑止工）対策を実施する。またソフト対策においても情報基盤整備等の事業を実施する。

エ）急傾斜地崩壊対策事業

斜面の崩壊により人命に被害が生ずるおそれのある、急傾斜地崩壊危険区域に対して施工する事業であり、ハード（擁壁整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

オ）砂防メンテナンス事業

砂防設備、地すべり防止施設、及び急傾斜地崩壊防止施設の老朽化対策を計画的に実施する。

カ）土砂災害警戒区域等調査費

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について地形、地質、降水、土地の利用状況等に関する基礎調査を実施する。

（2）災害系補助事業

ア）特定緊急砂防事業

土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

イ) 特定緊急地すべり対策事業

地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

(3) 災害関連事業

ア) 砂防災関連事業

再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加え、改良復旧を実施する。

イ) 緊急砂防事業

当該年発生 of 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等の危険な状況に緊急に対処するため、砂防設備を設置する。

ウ) 緊急地すべり対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、地すべり防止施設等を設置する。

エ) 緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じた箇所において、緊急に対処するため、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

オ) 地域防災がけ崩れ対策事業

激甚災害に伴い発生した崩壊等について、次期降雨等による再度災害を防止するため、市町村が実施するがけ崩れ防止工事に要する経費を補助する。

(4) 単独事業

ア) 砂防維持管理費

砂防指定地、地すべり防止区域、及び急傾斜地崩壊危険区域及び施設の適正な維持管理を図るため、指定標識板及び標柱の設置などを実施する。

イ) 砂防・地すべり監視事業費

雨量計の保守点検や火山監視システム、地すべり監視システムの運用等を行う。

ウ) 砂防調査費

新規公共事業予定箇所の調査、地すべり防止区域の調査・観測、災害関連事業要望のための事前調査を実施する。

エ) 砂防改修事業

国庫補助対象とならない溪流保全工等を実施する。

オ) 急傾斜地崩壊対策事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で、保全対象が5戸以上かつ高5m以上の急傾斜区域において、急傾斜地の崩壊による被害を防止するための工事を緊急度に応じて実施するとともに、市町村が行う保全対象5戸未満の対策事業に対して助成する。

カ) 砂防施設再生事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で砂防施設の機能が適切に果たされるよう、優先順位をつけて施設の補強等を実施する。

キ) 土砂災害避難促進事業

土砂災害警戒区域等に指定された地区について、速やかに地域住民への周知を図るとともに、災害時の早めの避難行動につなぐため、市町村が行うハザードマップの作成委託に係る経費に対して助成する。

的確な避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域がある自治区等へ土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップの再点検や地区タイムラインの作成、避難訓練等を支援するとともに、ポスターやチラシ等を配布し、避難行

動の促進を図る。

5. 主な当年度事業

費目	事業名	事業費	実施箇所（継続）	実施箇所（新規）
砂防関係事業		9,398,151		
補助・交付金		4,714,407		
	通常砂防事業	1,508,073	えん堤工：山王谷川（佐伯市大字長谷）外 えん堤工：花合野川（由布市湯布院町湯平）外	えん堤工：衣掛川 外 （豊後大野市犬飼町黒松）
	火山砂防事業	819,213	えん堤工：芝原川②（中津市耶馬溪町金吉）外 火山噴火対策：九重山（玖珠郡九重町田野）外	えん堤工：田の平川 （玖珠郡玖珠町大字戸畑）
	地すべり対策事業	173,371	瀬の口地区（竹田市次倉）外	
	急傾斜地崩壊対策事業	1,435,700	実相寺②地区（別府市実相寺）外	高城下(A)地区（大分市大字千歳）外
	特定緊急砂防事業	87,150	露木川支流（日田市大字小野）外	
	砂防メンテナンス事業	690,900	白水川（玖珠郡九重町田野）外	第二堂尾川（日田市前津江町赤石）外
災害関連事業		2,141,557		
	砂防災関連事業	103,557	—	—
	緊急砂防事業	1,698,000	—	—
	緊急地すべり対策事業	120,000	—	—
	緊急急傾斜地崩壊対策事業	220,000	—	—
県単独事業		2,542,187		
	砂防改修事業	552,000	—	—
	急傾斜地崩壊対策事業	1,700,000	—	—
	砂防施設再生事業	153,300	—	—
	砂防調査費	81,921	—	—
	土砂災害情報周知啓発推進事業	19,000	—	—
	砂防維持管理費	5,450	—	—
	砂防・地すべり監視事業費	30,516	—	—

○砂防事業

砂防事業は、県民の生命や財産を土石流や火山泥流の土砂災害から守り、安全な社会基盤の形成及び水と緑豊かな生活環境の創造を図るために、計画的に事業を推進している。

そのなかでも土砂災害の被害を受けるおそれのある「要配慮者利用施設等」を有する箇所を優先して整備することにより、安心して生活できる県土づくりを目指している。

令和8年度は、県内81渓流にて砂防事業を展開し、下流域の早急な保全を図っていく。



境川（別府市）：火山砂防事業

○地すべり対策事業

地すべり対策事業は、近年における異常気象の増加によって変動が活発化し、災害をもたらした地すべり区域のうち、緊急に対策を必要とする区域及び治水上危険性の高い区域において事業を推進している。

令和8年度は、県内7区域にて地すべり事業を展開し、計画的な対策工事を実施していく。



畑倉地区（由布市）：地すべり対策事業

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、毎年多発する急傾斜地の崩壊による災害を防止し、安全で安心できる生活基盤の確保を図るため、計画的に事業を推進している。

令和8年度においては、県内85地区において、急傾斜地崩壊対策事業を展開し、土砂災害のうちもっとも身近な現象であるがけ崩れから人命を守るため、計画的に対策工事を実施していく。



宮ノ下地区（佐伯市）：急傾斜地崩壊対策事業

○基礎調査

基礎調査は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害発生のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の調査、土地の利用状況に関する調査等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知し、土砂災害防止のための対策を推進していく。

都市・まちづくり推進課

1. 業務の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用（用途地域など）、都市施設（道路、公園など）及び市街地開発事業（区画整理事業、市街地再開発事業など）について総合的な計画を定め、より良いまちづくりを進めるものである。

本県は、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある17の都市計画区域を有しており、県人口の約8割が居住している。今後とも、県民の多様なニーズに的確に応え、都市計画に関する基礎調査（人口の規模、土地利用、交通量等）に基づき、将来の土地利用や都市施設、市街地開発事業の整備方針を定める。

また、個性豊かでうおいのある魅力的な景観の形成や、まちづくりの実現を図る。

2. 施策の方向

人口減少・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化、安全・安心への意識の高まり、グローバルな繋がりとの進展など、暮らしを取り巻く環境は大きく変化している。このような中、本県においては、中心市街地の空洞化や公共交通の利用低下、景観の保全など様々な問題が生じており、こうした状況への適切な対応が求められている。

このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活を確保することを基本理念に、地域の魅力を高め、環境と共生したコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域住民の意見を取り入れながら、関係市町村と一体となって計画的に整備を進めていく。

3. 大分県の現状

都市計画の概要

都市計画区域は、大分市の大正15年4月30日をはじめに、現在14市2町で指定しており、都市計画区域面積は105,129haで県総面積の約16.6%、同区域内人口は919,937人で県総人口の約83.9%となっている。

都市計画適用市町一覧表

令和8年3月31日現在

都市名	都市計画区域名	都市計画区域指定		行政区画		都市計画区域		比率（％）	
		当初	最終	人口（人）	面積（ha）	人口（人）	面積（ha）	人口	面積
大分市	大分	大15. 4. 30	昭56. 10. 30	469,294	50,239	458,717	36,105	97.7	71.9
別府市	別府	昭2. 4. 1	昭53. 12. 22	110,465	12,534	110,177	8,586	99.7	68.5
中津市	中津	昭6. 12. 1	昭32. 12. 9	80,794	49,138	69,226	5,634	85.7	11.5
日田市	日田	昭12. 4. 26	昭43. 12. 28	58,795	66,603	46,950	6,625	79.8	9.9
佐伯市	佐伯	昭9. 5. 23	昭56. 10. 30	62,632	90,314	34,992	4,125	55.7	4.6
杵築市	杵築	昭25. 7. 5	昭49. 4. 2	33,912	29,120	24,492	4,822	72.2	16.6
津久見市	津久見	昭9. 1. 10	昭56. 10. 30	14,425	7,948	12,461	4,999	86.4	62.9
竹田市	竹田	昭23. 3. 31	昭43. 4. 16	18,210	47,753	6,798	1,754	37.3	3.7
豊後高田市	豊後高田	昭24. 7. 2	平6. 4. 1	21,432	20,622	15,108	5,300	70.5	25.7
杵築市	杵築	昭18. 5. 5	昭60. 7. 19	25,496	28,008	18,001	5,029	70.6	18
宇佐市	宇佐	昭14. 9. 27	平26. 3. 14	50,718	43,905	41,105	9,622	81.0	21.9
豊後大野市	三重	昭23. 12. 28	昭56. 10. 30	30,909	60,314	12,231	2,235	39.5	3.7
由布市	挾間	昭56. 9. 1	昭56. 9. 1	33,444	31,932	16,745	2,489	50.1	7.8
	湯布院	昭23. 10. 26	平1. 9. 1			8,172	1,874	24.4	5.9
国東市	国東	昭25. 1. 24	昭43. 4. 16	24,369	31,809	3,592	827	14.7	2.6
日出町	日出	昭18. 5. 5	平11. 9. 21	27,562	7,326	25,616	4,039	92.9	55.1
玖珠町	玖珠	昭35. 12. 24	令3. 3. 2	13,332	28,660	8,686	1,072	65.2	3.7
計				1,075,789	606,225	913,069	105,137	84.7	17.3
県計				1,084,617	634,063	913,069	105,137	84.2	16.6

※別府市の都市計画区域名は別府国際観光温泉文化都市建設計画
※人口については 令和8年3月31日現在
※面積（行政区画面積）については 令和8年1月1日現在（国土地理院による）

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般的に「線引き」と言われ、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、当面市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに区分して、段階的な市街化を図ることを目的としたものである。

市街化区域及び市街化調整区域

令和 8 年 3 月 31 日現在

都市計画区域名	都市計画面積	市街化区域面積	市街化区域人口	市街化区域割合	決定年月日	摘要
大分	36,150ha	11,288ha	405.7千人 (現況)	31.3%	S 45.12.25 R 3. 3.26	当初最終
別府	8,587ha	2,818ha	109.1千人 (現況)	32.8%	S 45.12.25 R 3. 3.26	当初最終

※各都市計画区域の「土地利用」「都市施設」等詳細データは「資料編」に記載（P109～）

準都市計画区域

都市計画区域外において、道路整備により利便性が著しく向上する既存集落周辺や高速道路のインターチェンジ周辺など、そのまま放置すれば用途の混在や不適切な農地の浸食等が懸念され、土地利用の整序又は環境の保全が求められる区域である。

都市名	区域名	面積	当初決定年月日	最終決定年月日
大分市	本神崎準都市計画区域	95ha	H22. 3. 31	H22. 3. 31
大分市	佐賀関準都市計画区域	494ha	R3. 3. 26	R 3. 3. 26
中津市	三光準都市計画区域	1,459ha	H22. 3. 31	H22. 3. 31

市町村の景観行政団体への移行状況

良好な景観の形成は基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいという景観法の基本的な考え方を踏まえ、令和 2 年 3 月末までに県内全ての市町村が景観行政団体に移行している。

	移行年月日		移行年月日		移行年月日
大分市	H16.12.17	津久見市	H30. 3. 30	由布市	H17. 9. 19
別府市	H17. 4. 1	竹田市	H23. 2. 7	国東市	H20. 5. 1
中津市	H18. 7. 21	豊後高田市	H19. 5. 1	姫島村	H27. 1. 1
日田市	H19. 4. 1	杵築市	H18. 7. 17	日出町	R 1.12. 1
佐伯市	H29. 3. 1	宇佐市	H18. 4. 14	九重町	H31. 2. 1
臼杵市	H18. 3. 27	豊後大野市	H28. 3. 1	玖珠町	R 2. 3. 31

推
進
課
市
・
ま
ち
づ
く
り

4. 施策の概要

◆都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における土地利用や都市施設等の方針について定めたものである。

大分県では、平成16年4月に18区域（14市2町）の都市計画区域マスタープランを策定したが市町村合併等による変化を背景に平成23年3月に改訂した。その後、概ね10年後の目標年次に到達したことを受け、社会情勢の変化や法・制度改正に伴って、17区域を令和3年3月に改訂した。（佐賀関は準都市計画区域に移行）

今後は、プランの着実な実行と住民が主役のまちづくりを支援するため、「まちづくり懇談会」・「大分県都市計画・まちづくり研究会」を継続させ、県と市町の連携を一層強化するとともに、積極的な都市計画情報の提供や計画の進捗管理に努め、地域の課題に対応した都市政策を推進する。

◆大分都市圏総合都市交通計画

急速に進行する高齢化や中心市街地の衰退、公共交通の衰退等への対策や集約型都市構造の実現に向けた、過度に車に依存しない交通環境の実現のため、大分都市圏（大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、日出町）の総合的な交通政策の基本方針を示したもので、平成27年度に策定し、令和2年度に一部改訂した。

◆都市施設の整備・見直し

これまで本県では、人口の増大や経済の発展、そして各種開発計画等に対応して、道路、公園をはじめとする都市施設の計画決定を行い、順次計画的に整備を行ってきたところである。

しかし、県内の都市施設の中には、都市計画決定後何十年も整備が進まない都市施設があり、今後の整備にあたっては、法に基づく建築制限を長期間課せられている関係者を含めた地域社会の合意形成を図ることがこれまで以上に重要な課題となっており、過去に計画された都市施設についてもその後の社会経済の変化によってその役割が大きく変化し、都市施設そのものを見直すべきケースがあることも想定される。そこで本県では、関係市町村と共におおむね10年以内の都市施設の整備状況や周辺土地利用の変化などを考慮しながら、必要に応じて整備・見直しを行う。

◆開発許可の審査

都市計画法に基づく開発許可制度は昭和43年に創設され、県内全域において適用されている。また、平成18年には都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという認識のもと、これまで開発許可不要とされていた公共公益施設が許可対象となり、市街化調整区域における大規模な計画的開発を許可できる基準が削除される等の法改正がなされている。これらの背景を踏まえつつ、開発行為について公共施設や排水設備等、必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するため審査を行う。

◆街路事業

良好な市街地の形成を図るため、都市構造の骨格を形成するとともに、都市交通の円滑化、住宅、宅地の供給促進、防災避難路の確保等の多様な機能を有する都市内道路網として街路事業の整備促進を図る。

（都）庄の原佐野線（大分市大字下郡～大分市明野西1丁目）、（都）銭淵大宮線（日田市大字高瀬）、（都）外馬場錆矢堂線（中津市大字牛神～中津市大字下池永）、（都）南立石亀川線（別府市大字鶴見）、（都）玉来吉田線（竹田市大字玉来）、（都）駅前高市線（豊後大野市三重町市場）、（都）鶴崎駅前松岡線（大分市大字松岡）

◆土地区画整理事業

道路などの都市基盤整備が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区を健全な市街地にするため施行地区内の土地を換地手法（換地及び減歩）により、道路、公園、河川、広場などの公共施設の整備と同時に宅地の区画形状を整える。

◆都市防災総合推進事業

市街地の総合的な防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、事前復興準備及び被災地における復興まちづくりなどの取組により、災害に強いまちづくりを支援・推進する。

大分市佐賀関地区（事業主体：大分市）、天ヶ瀬温泉地区（事業主体：日田市）、佐伯市全域地区（事業主体：佐伯市）、湯平温泉地区（事業主体：由布市）、日出町地区（事業主体：日出町）

盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する取組を推進する。

盛土による災害防止のための調査（事業主体：大分県、大分市）

◆宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地や液状化リスクが高いエリアについて、変動予測に関する調査等（ハザードマップ作成）を促進し、住民への情報提供を図ることにより、宅地防災への理解を深めてもらうとともに、必要な対策を講じることで、災害に強い県土づくりを推進する。

◆国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものである。本県においては、全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計画を策定した。

◆土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の範囲を縮尺5万分の1の地形図上に記したもの（計画図）と、土地利用の調整等に関する事項を記した文書（計画書）とで構成されている。

◆土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引等の規制に関する措置が定められている。本県では、同法第23条の規定に基づき、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出があった場合に、関係する市町村や個別規制法の担当部署の意見を聴いた上で、当該地域を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言等を行うこととしている。

◆地価調査

地価調査は、適正な地価形成に寄与することを目的として、国土利用計画法施行令第9条に基づき、住宅地、商業地等類似の利用価値を有すると認められる地域ごとに選定した基準地について標準価格を判定し、9月に公表している。

標準価格は、国が行う地価公示の公示価格とともに一般の土地取引の指標となるほか、公共事業用地の取得価格の算定規準等に用いられている。

◆盛土規制法に基づく取り組み

令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法を受け、大分県では、令和7年5月1日に県内全域を法律に基づく規制区域に指定し、運用を開始した。

当課において、新規盛土等の許可申請の受付・審査・許可・検査、不法盛土等の監視、既存盛土等の分布調査・現地調査を実施する。また、違法性や危険性のある盛土等を把握した場合は、関係部局や市町村と連携して、土地所有者等に行政指導や行政処分等を行う。

◆景観の保全

本県は、それぞれの地域で特色ある景観に恵まれている。こうした優れた景観を保全するため、県民に対しては、景観教室や景観ハンドブックの活用により景観に関する意識醸成を図っている。市町村に対しては自らが景観行政団体となり、景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方に立ち、条例制定に向け、景観・まちづくりアドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を示すなどして取組を支援する。さらに、景観の保全・形成の大切さについて理解を深めるため、県民や事業者も対象としたセミナーなどを開催する。

また、くじゅう連山など複数の市町村にわたる広域的な景観については、令和4年度策定の県大分県広域景観保全・形成指針に基づき、令和5年度に景観の一体的な保全・形成を図る7エリアで広域景観協議会を設立した。この協議会では、県民・事業者・市町村・県が協働し、本県の美しく豊かな景観を次世代に引き継いでいく取組を推進する。

◆まちづくり関連事業

県内の市町において、都市再生整備計画関連事業や街なみ環境整備事業等を行っており、地域住民の生活の質の向上と、観光を始めとした地域経済・社会の活性化を図るため、歴史や文化、温泉など地域の魅力ある資源を活かした個性あふれるまちづくりを支援する。また、大分市の市街地においては、立地に適した合理的な土地利用と都市機能の強化を図るために、市街地再開発事業を行い、核となる商業施設等を整備し、地域の活性化を図る。

◆屋外広告物の規制

屋外広告物法に基づいて大分県屋外広告物条例及び同施行規則を定めており、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する安全の確保を図っている。また、講習会の開催及び屋外広告業の登録制度により、従事者等に対し、法令等の知識や技術の向上を図るとともに、その指導育成に努めている。なお、屋外広告物に関する事務は、都市・まちづくり推進課が所管しているが、条例に基づく許可、屋外広告業者登録申請の受付及び違反広告物の是正指導等の事務は、各土木事務所において行っている。（但し、大分市については中核市に指定されたことに伴い、平成9年4月1日から同市の事務となっている。また、平成20年4月から姫島村、平成21年4月から日田市、豊後高田市、由布市、平成26年7月から津久見市、平成29年7月から竹田市が一部権限移譲により事務を行っている。）

5. 主な当年度事業

（都）庄の原佐野線（下郡工区）



完成予想図

（都）庄の原佐野線（下郡・明野工区）



完成予想図

公園・生活排水課

1. 業務の概要

(1) 都市公園関係業務

- ①県営都市公園(大洲総合運動公園、高尾山自然公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園)の整備に関すること
- ②県営都市公園の維持管理・運営に関すること
- ③市町村の施行する都市公園事業の計画、指導監督に関すること

(2) 生活排水・下水道関係業務

- ①市町村の施行する生活排水処理施設整備事業及び都市浸水対策事業の計画、指導監督に関すること
- ②生活排水対策の普及啓発に関すること

2. 施策の方向

近年、余暇の充実や快適で潤いのある生活環境の創出、さらには、安全・安心の確保や長寿・福祉社会に対応した良好な都市環境の形成が求められている。

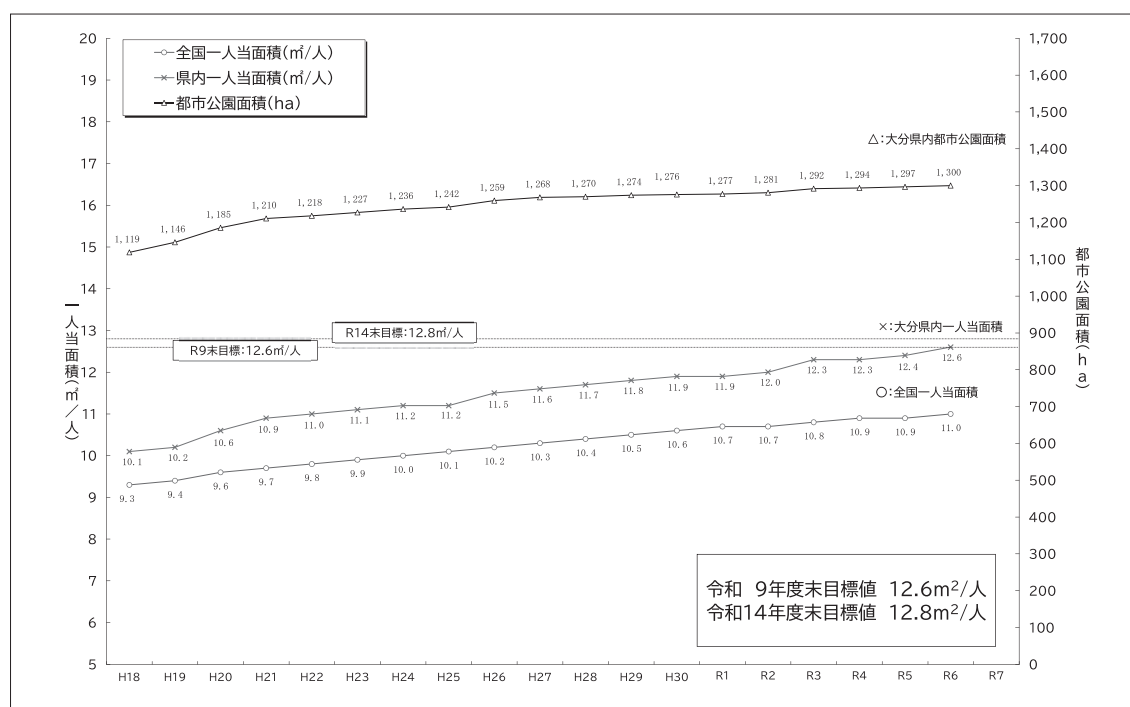
このため、都市公園の整備を進めて、都市環境並びに都市防災機能の向上を図るとともに、公共下水道、農業・漁業集落排水施設並びに合併処理浄化槽の整備を推進して、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図る。

3. 大分県の現状

(1) 都市公園の概要

令和6年度末現在の県内の都市公園等の箇所数は、県内最大の大分スポーツ公園をはじめ1,210箇所、面積は1,300.0haである。整備水準の目安となる一人あたりの都市公園等の面積は12.6㎡と全国平均の11.0㎡を上回っている。「おおいた土木未来プラン2024」に掲げた目標(令和9年度末に12.6㎡、令和14年度末に12.8㎡)の達成に向け、引き続き整備水準の確保に努める。

※大分県の都市公園現況は「資料編」に記載(P116)



大分県都市公園整備状況

(2) 生活排水・下水道の概要

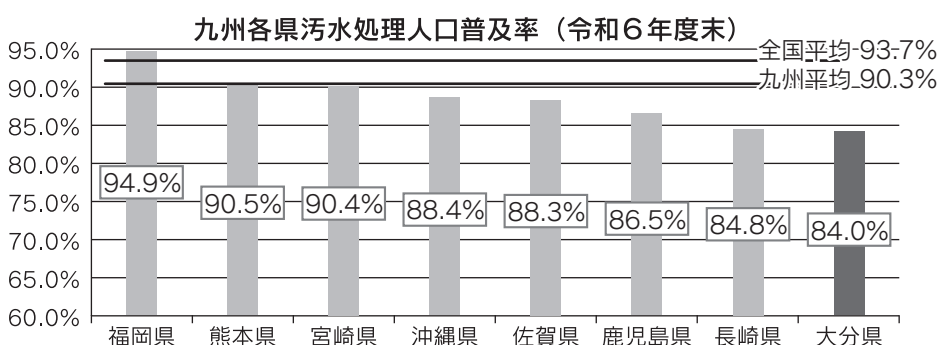
本県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を目的として、公共下水道（分流式污水）、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しているが、令和6年度末現在の汚水処理人口普及率は、県全体で84.0%であり、九州全体の90.3%、全国の93.7%に比べると整備は大きく遅れており、生活排水処理施設を整備する市町村に対して財政的な支援を行っている。

各市町村においては、12市町で公共下水道事業を、8市町村で農業・漁業集落排水事業を、16市町で浄化槽設置整備事業（個人設置型）を、2市で公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）を実施する。また、都市における浸水被害の防止、軽減を目的として9市町で公共下水道（分流式雨水）の整備を行う。

（令和6年度末現在）

	大分県	全国平均	九州平均
汚水処理人口普及率	84.0%	93.7%	90.3%

生活排水対策マスコット「くりん」



※汚水処理人口普及率（住民基本台帳人口に対する生活排水処理施設を利用できる人口の割合）

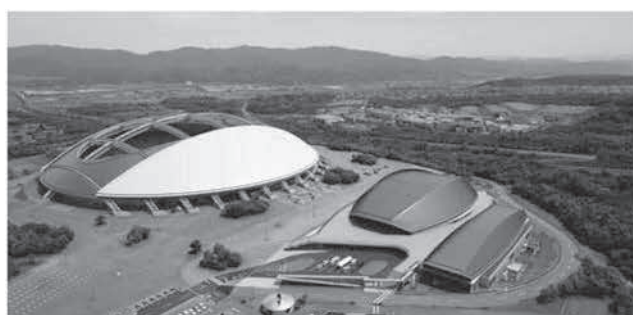
4. 施策の概要

(1) 都市公園事業

県営都市公園長寿命化事業・県営都市公園施設整備事業

県営都市公園は、1978年8月に開設した大洲総合運動公園をはじめ、1986年4月に高尾山自然公園、1991年4月にハーモニーパーク、2001年5月に大分スポーツ公園を順次開設しており、2002年FIFAワールドカップサッカーや2008年第63回国民体育大会、2019年ラグビーワールドカップやスタジアムライブ等の大規模イベントをはじめとして、県内外のスポーツ競技大会の開催、身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場として幅広く利用され、多くの利用者が訪れている。しかし、これらの県営都市公園は、長いもので開設から40年以上が経過しており、老朽化や社会情勢・利用者ニーズの変化に伴い、公園施設の改修・更新が必要となっている。

このため、誰もが安全かつ安心して都市公園を利用できるよう、本事業により、大分スポーツ公園におけるクラサドーム大分やその他各公園施設の計画的な改修・更新を行う。



大分スポーツ公園



クラサドーム武道スポーツセンター

県営都市公園の維持管理・運営

県営都市公園では、公園利用者へのサービスの向上と経費の節減等を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、維持管理・運営を下記の民間事業者等に委託している。

都市公園名	指定管理者	指定期間
大分スポーツ公園 及び 高尾山自然公園	(株)大宣	令和 6.4.1～令和11.3.31
大洲総合運動公園	ファビルス・プランニング大分共同事業体	令和 5.4.1～令和10.3.31
ハーモニーパーク	(株)サンリオエンターテイメント	令和 8.4.1～令和13.3.31

指定管理者には、「大分県都市公園条例」の規定に基づき、次の業務を委託している。

- ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- ③ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ④ 都市公園の利用の促進に関する業務
- ⑤ その他、知事が特に必要と認める業務（地域、NPO等との連携に関する業務 等）

(2) 生活排水・下水道事業

大分県生活排水処理施設整備構想2015及び広域化・共同化計画

本県では、公共下水道等の生活排水処理施設について、将来にわたる整備手法と持続可能な運営体制を構築するため、平成28年3月に「大分県生活排水処理整備構想2015」を策定し、今後20年間の生活排水処理の全体像を示した。

また近年において、「既存施設の老朽化」「人口減少による使用料収入の減少」「管理職員の減少による執行体制の脆弱化」などにより、経営環境の厳しさが顕著となってきていることから、将来にわたる持続可能な運営を目的として、令和5年3月に「大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画」を策定した。

この計画では、短期的には「施設の統廃合」「汚泥処理の共同化」のハード整備や「台帳システムの電子化」「勉強会や災害対応合同訓練等の人材育成の共同化」のソフト対策を、中長期的には「使用料金の共同徴収」「維持管理の共同発注」を目標に掲げ、市町村間の連携を強化し、県内の生活排水処理における事業運営【職員（ヒト）・施設（モノ）・財政（カネ）】を安定させることを目的としている。

下水道事業

下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川・湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設である。

いわば、人々の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤の一つであり、着実な整備や、適切な維持管理が求められている。

- ・事業実施中の箇所：12市町村（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町）

浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽は各家庭ごとに設置するもので、生活雑排水による公共用水域の環境悪化に対処し、水環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設やその循環利用を目的とした施設等を整備、維持管理し、活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

- ・実施中の箇所：7市町（中津市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町）

漁業集落排水事業

漁業集落排水施設の整備を行い、漁村の生活環境の改善を図ると同時に、漁港及び周辺水域の水質保全により漁業の振興に資することを目的としている。

- ・実施中の箇所：4市町村（佐伯市、臼杵市、姫島村、日出町）

生活排水処理施設整備推進事業

本県では、生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して汚水処理人口普及率に応じた交付金を起債の償還財源として交付するほか、浄化槽設置整備事業（個人設置型）に対して補助金を交付することにより、市町村の財政負担を軽減し、汚水処理人口普及率の向上を図っている。

また、平成26年度から平成28年度には、流域会議※が設置される4モデルの河川の流域市町と連携し、汚水処理人口普及率が低い地域において、合併処理浄化槽への転換に対する補助金額を上乗せした。平成29年度からは、対象地域を拡大して、全県下で実施している。

※きれいな河川を将来にわたって守っていくため、各河川の上流域から下流域までの地元自治会や水環境に関わる団体等が主体的に参加し、設立する会議。

流域ごとに、わかりやすい取り組み目標を定めて、川辺の清掃や生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組む。

きれいな水再生啓発事業

工業等産業系の排水に対する規則が強化されて排水対策が進んだ今日では、日常生活に伴う生活排水が公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている。

このような状況に対処するため、県では9月10日の「下水道の日」から10月1日の「浄化槽の日」を含む10月10日までを「生活排水きれい推進月間」として、各種の啓発活動を行っている。

また、大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽への転換促進及び下水道への接続促進を図るため、汚水処理人口普及率が低い地域を中心に、小学校への出張教室等を実施している。



生活排水対策マスコット「くりん」

5. 主な当年度事業

事業名	予算額(千円)	概要
農業集落排水事業	210,212	中津市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町
漁業集落排水事業	62,312	佐伯市、臼杵市、姫島村、日出町
国庫補助事業計	272,524	
県営都市公園長寿命化等対策事業	463,050	大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園、高尾山自然公園
交付金計	463,050	
大分スポーツ公園等管理運営事業	476,068	高尾山自然公園、総合競技場、サッカー・ラグビー場(2面)、野球場、サブ競技場等の管理運営
県営都市公園施設整備事業	34,223	高尾山自然公園、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園の維持修繕
公園維持管理費	143,086	大洲総合運動公園、ハーモニーパークの管理運営
生活排水処理施設整備推進事業	509,651	補助対象事業の工事費に対する県費助成
きれいな水再生啓発事業	932	地域住民への啓発活動
県単事業計	1,163,960	
合計	1,899,534	

建築住宅課、公営住宅室

1. 業務の概要

- ・ 建築行政
(建築基準法関係許可事務・宅地建物取引業法関係免許登録事務・二級及び木造建築士・建築士事務所への指導、監督など)
- ・ 住宅行政
(大分県住生活基本計画等の策定・住宅セーフティネットの推進・子育て高齢者世帯の支援・公営住宅等整備事業・県営住宅の管理など)

2. 施策の方向

建築行政は、建築基準法や建築士法、宅地建物取引業法等の運用を通じ、建築物の安全確保をはじめ、その質の向上により、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、きめ細かい行政サービスを実施している。

また、住宅行政は、豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び住環境の形成を図ることを基本目標に、「大分県住生活基本計画」（令和3年度改訂）等に基づいて、各種施策を推進している。

・ 耐震対策

現行の建築基準法に規定される耐震性を有しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、新聞・広報誌等を利用した普及啓発や、技術者を対象とした耐震診断、耐震改修講習会を実施する。

また、住宅耐震化総合支援事業では、市町村と連携して、平成12年以前に建てられた木造住宅の耐震診断、および昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震改修費の助成を行い、耐震化を促進する。

さらに、特定建築物耐震化促進事業では、市町村と連携し、耐震改修工事費の助成を行い、一定規模以上の特定建築物の耐震化を促進する。

・ 子育て世帯支援

子育て世帯の住環境向上に向け、市町村と連携し、こども部屋の増築や三世代同居のための改修に要する費用を助成する。また、県営住宅においても、既存住宅を子育て世帯向けに改修するなど、子育て世帯の支援を進める。

・ 高齢者支援

高齢者の健康寿命延伸に向け、市町村と連携し、住宅のバリアフリー改修に要する費用を助成する。

また、高齢者向け賃貸住宅の適切な供給など高齢者が安心して住まいを確保できる環境整備を推進する。

・ 住宅に関する情報の提供

住宅の品質確保や消費者保護のため、住宅性能表示制度や瑕疵保証制度の普及促進を図る。

・ 居住支援の推進

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まい確保や暮らしを支援するため、居住支援法人の指定やセーフティネット住宅の登録を実施するほか、市町村ごとの居住支援協議会設立を推進する。

3. 大分県の現状

構造別県営住宅の管理戸数

(令和8年4月1日現在)

構造別	簡平	簡2	低耐	中耐及び準耐(3~5F)	高層(6F~)	合計
戸数	40	160	96	7,489	805	8,590

大分県営住宅ストック総合活用計画及び大分県公営住宅等長寿命化計画に基づく建替実績戸数(着工年次)

年度	建替実績戸数	建替住宅名(所在地) 戸数
平成18年度	41戸	明野住宅(大分市) 41戸
平成19年度	12戸	広野住宅(中津市) 12戸
平成20年度	58戸	城南住宅(大分市) 58戸
平成21年度	34戸	明野住宅(大分市) 34戸
平成27年度	42戸	城南住宅(大分市) 42戸
平成29年度	30戸	城南住宅(大分市) 30戸
令和3年度	20戸	城南住宅(大分市) 20戸
令和6年度	33戸	明野住宅(大分市) 33戸
令和7年度	56戸	明野住宅(大分市) 56戸

- ・平成22年度から、平成26年度まで全面的改善事業を実施。敷戸住宅(大分市) 169戸
- ・高齢者向け改善工事の実績は、平成9年度～令和7年度で951戸

4. 施策の概要

I 建築行政

(1) 建築基準行政

「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という建築基準法の目的のもとに確認をはじめとする許認可事務を行っている。

昭和46年10月1日に大分市が、平成9年4月1日に別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市が特定行政庁となり、現在7つの特定行政庁となった。

また、平成12年5月1日から(一財)大分県建築住宅センターが大分県知事指定の指定確認検査機関として業務を開始した。

平成19年6月20日施行の建築基準法の一部改正により、構造規定等が改正され、一定の建築物について、構造計算の適合性判定が必要となった。

耐震性が不足しているおそれのある一定の建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいた指導、助言や助成等を行い建築物の耐震化を促進している。

※建築基準法の施行状況は「資料編」に記載

（２）宅地建物取引行政

宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的として、宅地建物取引業に係る免許登録事務や指導等を行っている。

※宅地建物取引業法の施行状況は「資料編」に記載

（３）建築士行政

「建築物の設計、工事監理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させる」という建築士法の目的のもとに二級・木造建築士及び建築士事務所への指導監督を中心とした業務を行っている。

平成23年4月1日より大分県が（公社）大分県建築士会を二級及び木造建築士の免許登録事務を行う指定登録機関に指定、また（一社）大分県建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定した。

※建築士法の施行状況は「資料編」に記載

Ⅱ 住宅行政

（１）住生活基本計画

住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、大分県の区域における住民の住生活の確保及び向上に関する基本的な計画として定めるもの。県民や住宅関連事業者の参画のもとに、本県が住宅政策を総合的に推進するための計画であり、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となる。

令和3年度に社会情勢の変化や住生活をめぐる新たな課題への対応等を踏まえ見直しを行い、各種施策に取り組んでいる。（計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間）

（２）大分県公営住宅マスタープラン2020

昭和40年代の高度成長期に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすことができるという時代の要請に、間取りや設備が十分に答えきれていない状況が明らかになった。

これらの課題の解決を図るため、公営住宅を所有・管理する県と市町村は、共同して「大分県公営住宅マスタープラン2020」（計画期間：令和2年度から令和22年度まで）を策定し、入居管理から住宅の建替や改善等までの必要な居住環境の提供に係る各種施策に連携して取り組んでいる。

（３）公営住宅等整備事業

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする事業

（４）住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区内の住宅を取り壊して、跡地にもとの居住者のための低家賃住宅(改良住宅)や道路、公園等の公共的施設を整備することにより、新たに良好な住環境を形成しようとする事業

（５）住宅新築資金等償還推進事業

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境整備改善を図る目的で平成8年度まで実施された「住宅新築資金等貸付事業」の貸付金の償還を推進する事業。

（６）木造住宅の振興

木造住宅の普及と関連産業の振興を目的とし、昭和60年に大分県木造住宅等推進協議会を設立し、以来、木造建築技術者の育成や地域材の積極的な利用推進に向けた取り組みを実施している。

その主要な取り組みの一つである「おおいた木の良さを生かした建築賞」は、優れた木造建築物を表彰することで、木造建築分野への県民の関心を高め、設計者および施工者の技術力向上を図っている。

(7) 県営住宅のストック総合活用

長期的な維持管理を実現するため、平成21年度に策定（平成25年度改訂）した「大分県公営住宅等長寿命化計画」を令和3年度に見直し、新たに令和4年度から令和13年度までの10年間における修繕、改善、建替などの県営住宅の活用手法を定めた。これに基づき計画的な建替事業と改善事業を進めている。なお、既存住宅の浴室内段差解消や手すりを設置する高齢者向け改善工事や、子育てしやすい間取りの改修や給湯器を整備する子育て世帯向け改善工事などを実施し、住宅ストックの整備を進めている。

(8) 居住支援の推進

高齢者や障がい者、生活困窮者など住宅確保要配慮者の住まい確保や暮らしを支援するため、各市町村における居住支援協議会の設立や活動の拡大など、居住支援の取り組みを推進する。

(9) 県営住宅の管理

県営住宅は、県内18市町村に所在し、その管理戸数は8,590戸となっている。

平成26年度より、入退去事務、使用料の収納事務、修繕事務などの県営住宅の管理業務に管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社が協定に基づき県営住宅を管理している。

(10) 空き家対策促進事業

空き家の適切な管理と利活用を促進するため、総合的な対策を実施する。

5. 主な当年度事業

- ・住宅耐震化総合支援事業
 - ・住まい守り隊、耐震・アドバイザー派遣制度の継続
 - ・令和7年度 耐震診断実施件数 233戸
 - ・令和7年度 耐震改修実施件数 82戸
 - ・令和7年度 ブロック塀等除却実施件数 108件
- ・県営住宅建設事業
 - ・県営明野住宅建替事業
- ・既設県営住宅改善事業
 - ・令和7年度 高齢者向け住戸改善 9戸（高城住宅外）
 - ・令和7年度 子育て世帯向け住戸改善 54戸（数戸住宅外）
- ・子育て・高齢者世帯住環境整備事業
 - ・令和7年度 子育て支援型 35件
 - ・令和7年度 三世代同居支援型 39件
 - ・令和7年度 高齢者バリアフリー型 86件
- ・居住支援体制構築事業
 - ・居住支援協議会への活動支援補助 3協議会

施設整備課

1. 業務の概要

施設整備課では、県有建築物を所管する部署からの依頼に基づいて、新築、増改築、改修等の企画、設計及び工事に係る業務を行っている。また、既存県有建築物に対しては、それぞれの行政ニーズに応じた施設機能の維持を目的として、長期的な計画に沿って良質で均衡のとれた保全業務に取り組んでいる。

さらに、県以外の事業主体が実施する国庫補助事業に係る設計及び工事の審査も担当している。

※詳細は「資料編」に記載

2. 施策の方向

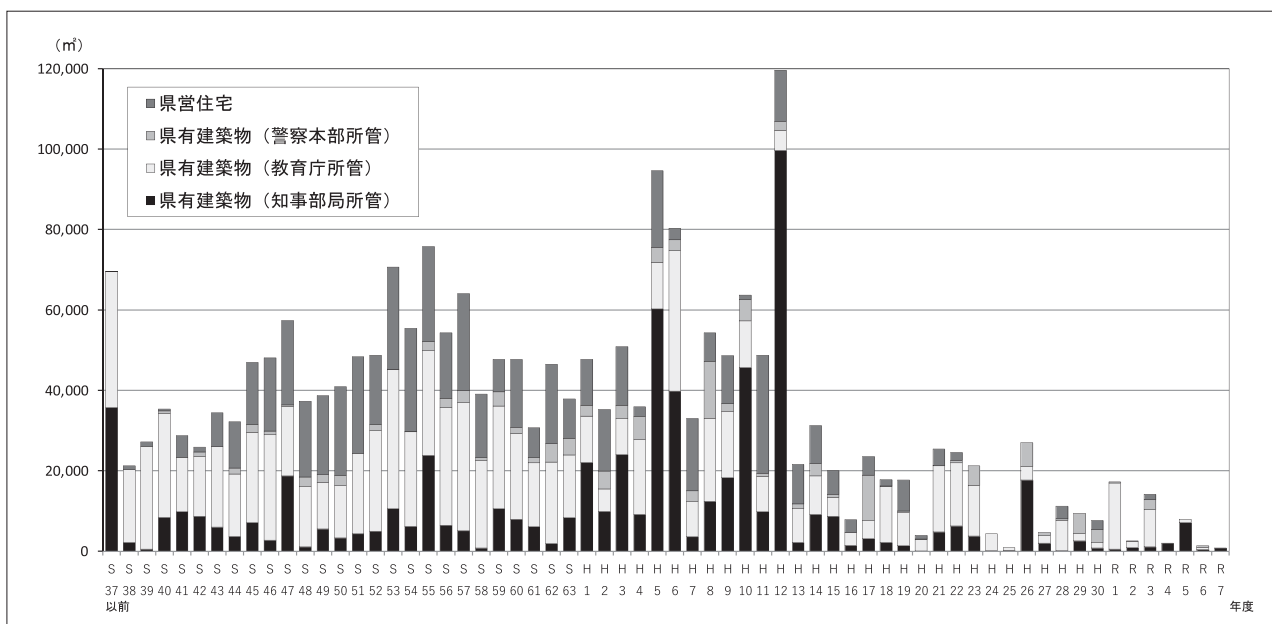
県有施設は、親しみやすく、便利で、かつ安全であることを基本として、それぞれの用途に応じた機能が十分発揮できるよう整備が進められてきた。

また、一方では、少子高齢化等による需要の減少、県民生活の多様化、施設の老朽化対策等、様々な課題に対応したより質の高い社会資本整備が求められている。

県有施設の整備は、量的な充足と機能の確保に加えて、県民共有の資産として優れた建物の整備、長寿命化を図り、県民一人一人が真に安全で安心な暮らしを送ることのできる社会の創造に寄与することが要請されている。

3. 大分県の現状

大分県の県有建築物は約3,800棟あり、建設年度別で整理した建築物の保有面積を下のグラフに示す。



4. 施策の概要

(1) 県有建築物防災対策推進事業

昭和56年以前に着工された県有建築物について、利用者等の安全を図るため、平成7年度から平成27年度に128棟の耐震診断及び54棟の耐震補強工事を実施した。また、災害時の復旧活動の拠点となる県庁舎及び地方総合庁舎等の建築設備の防災対策強化を実施した。

さらに、県有建築物の利用者の安全を確保するため、地震時における天井材の落下防止対策を進めている。

(2) 県庁舎等施設管理業務

県庁舎本館、県庁舎新館、県庁舎別館の3庁舎について、以下の施設管理業務を行う。

- ・ 建築、電気、空調、衛生、エレベーター、ガス整備等の日常的な維持・管理業務
- ・ 電気・機械設備の運転・保守管理委託の契約及び監督に関する業務

(3) 営繕事業の受託業務

県有建築物を所管する部署からの依頼に基づき、建築物の調査、企画、設計、工事、工事監理等を行う。

計画にあたっては、全ての人が利用しやすい施設や建築における脱炭素化への取組など、人と環境にやさしい施設の整備を目指す。

5. 主な当年度事業

(1) 当年度事業概要一覧

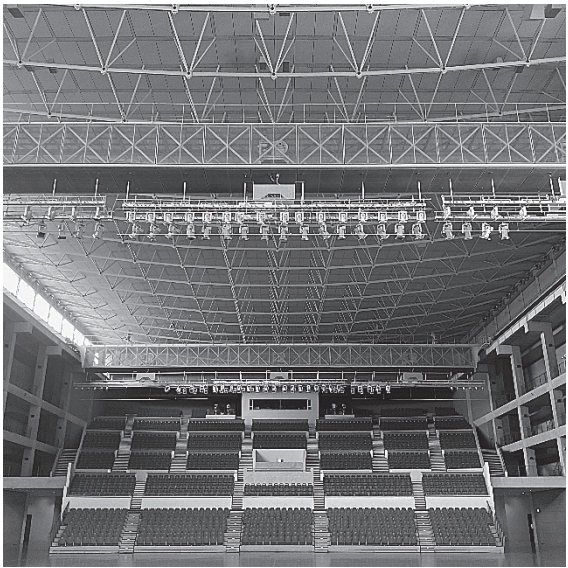
事業名	当初予算(千円)	概要
営繕管理費	4,862	営繕工事を適切に執行するための単価更新等
県有建築物防災対策推進事業費	187,986	県有建築物の吊り天井落下防止対策工事
庁舎営繕費	115,562	県庁舎本館・別館・新館に係る改修工事及び日常的維持管理業務
営繕関係受託事業費	115,882	企業局長浜寮の新築工事
合計	424,292	

(2) 当年度の主な工事

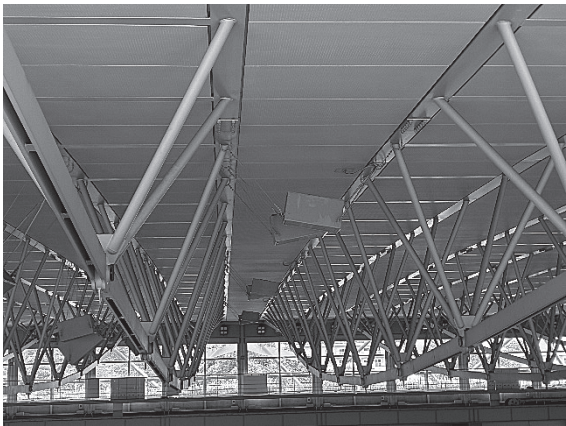
●別府コンベンションセンター特定天井改修工事
(県有建築物防災対策推進事業)

◆目的

東日本大震災等で天井の落下による被害が相次いだことにより関係法令が改正された。旧基準の既存天井について改修工事を実施することで施設利用者の安全を確保し、地震後も使用可能となるよう施設を整備する。



コンベンションホール 全景



天井部分 改修前



天井部分 足場掛状況

関係機関

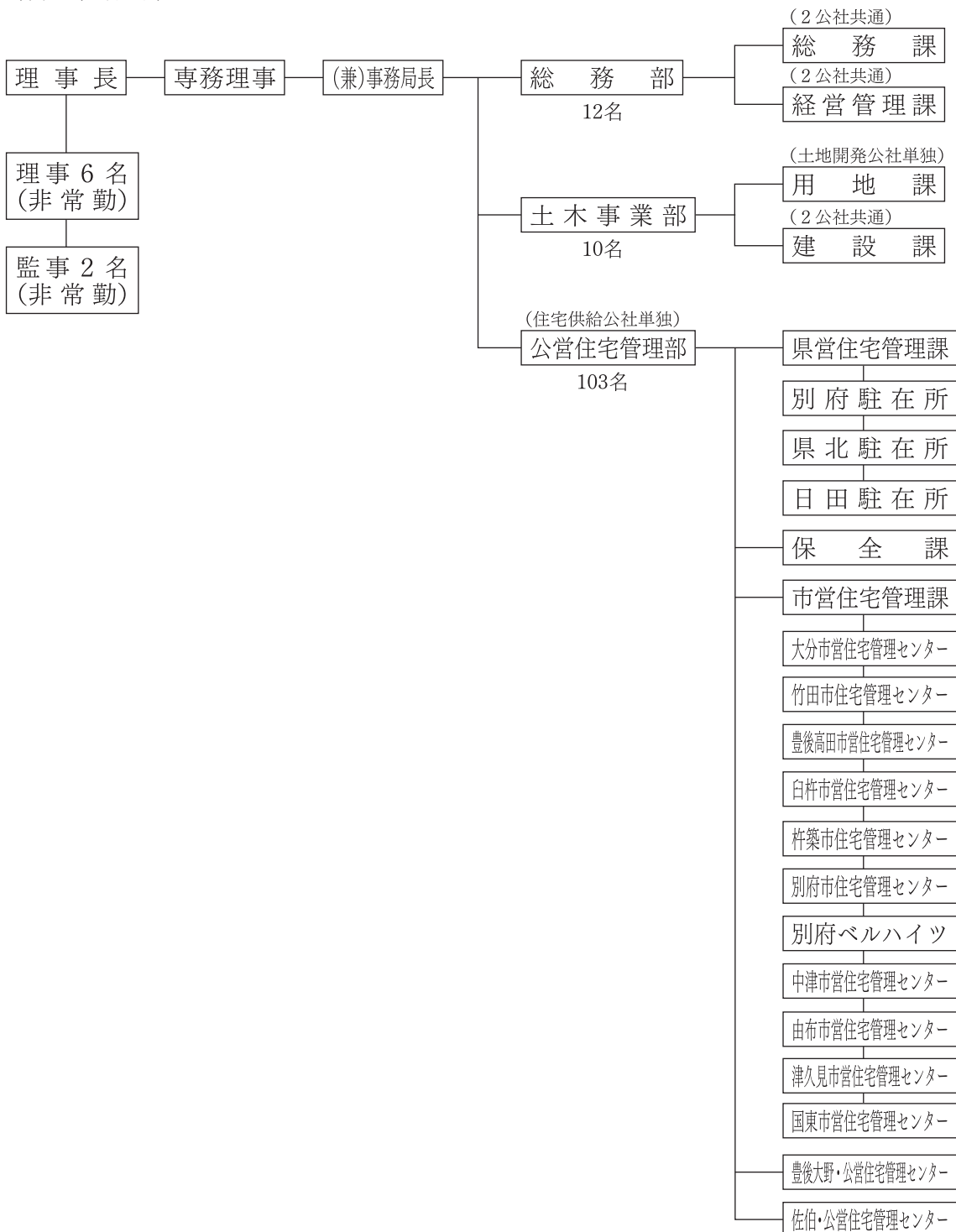
大分県地域づくり機構（住宅供給公社・土地開発公社）

「新行政改革大綱」に基づく公社等外郭団体の共通事務局化の方針により、平成13年度に住宅供給公社等3公社の統合が行われ、統合（共通事務局化）後の職員の一体感等を高めるため、愛称を「大分県地域づくり機構」と定めた。

地域づくり機構として発足して25年が経過し、道路公社が解散して2公社となったが、今後も円滑な事業の推進や人事交流に伴う職員の意識改革、人件費削減などに一層留意し、事業の効率化等に務める。

地域づくり機構では、土地開発公社ビルの老朽化により旧住宅供給公社ビル跡地において公募型プロポーザルによるBOT方式で6階建ての新庁舎が完成、令和6年10月28日から新庁舎で各部の業務を行っている。

（令和8年6月1日）



関係機関

大分県住宅供給公社

1. 概 要

- (1) 法人名 大分県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町1丁目2番3号 大分県地域づくり機構ビル
TEL (代表) 097-532-5135
(県営) 097-532-5137
(市営) 097-533-1674
- (3) 法人の種別 特別法人
- (4) 設立の根拠法 地方住宅供給公社法
(昭和40年6月10日法律第124号)
- (5) 設立登記年月日 昭和40年9月20日
- (6) 基本財産の額 10,000千円 (全額大分県出資)
- (7) 沿 革

住宅供給公社は、戦後の住宅難解消のため昭和27年2月2日に設立された財団法人大分県住宅協会をその前身とし、「地方住宅供給公社法」の公布施行により勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和40年9月20日に改組した。

高度経済成長や県都大分市の新産業都市の指定等による人口増加により、増大する住宅需要に対応するため、城南団地をはじめ明野団地や敷戸団地等これまで県内各地において多数の住宅建設及び宅地供給を実施してきた。

そのほかに公社賃貸住宅・利便施設の建設及び管理事業や県営住宅管理等の受託事業を実施してきた。

特に県営住宅管理については、昭和53年度から管理業務を受託し平成18年度からは「指定管理者」として、平成26年度からは「管理代行者」として事業に取り組んでいる。

市営住宅管理については、平成23年度以降、佐伯市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、臼杵市、杵築市、別府市、中津市、由布市、津久見市、そして令和5年4月からは新たに国東市の市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として業務を実施している。

平成31年4月からは、初の試みとして、県営、市営の窓口を一元化した「豊後大野・公営住宅管理センター」を開設し、令和3年5月からは「佐伯・公営住宅管理センター」を開設した。

2. 業務内容

- (1) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (2) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (3) 市街地において公社が行う住宅の建設と一体して商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (4) 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (5) 公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- (7) 公営住宅法に基づき、公営住宅及び共同施設の管理（家賃の決定、金銭の請求等に関するものを除く）を事業主体に代わって行うこと
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、委託により、住宅並びに住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団体の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修
- (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造

成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体して建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと

3. 令和8年度事業の概要

(1) 管理受託住宅管理事業

県営住宅管理事業は、平成26年度より「管理代行者」として県下全域8,590戸の県営住宅の入退去・維持管理・家賃収納等の業務を行っており、きめ細かなサービスの提供や更なる家賃収納率の向上に努める。

また、市営住宅管理事業は、佐伯市営住宅、竹田市営住宅、豊後高田市営住宅、豊後大野市営住宅、臼杵市営住宅、杵築市営住宅、別府市営住宅、中津市営住宅、由布市営住宅、津久見市営住宅、国東市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として実施し、県営住宅と同様、公正かつ公平な住民サービスの提供に努める。

なお、別府市より南部振興開発ビルの管理を受託している。

(2) 賃貸管理事業

公社賃貸住宅106戸、賃貸店舗16施設、賃貸土地等13施設の適正な管理を行う。

(3) 分譲事業

大分空港から約2.5kmに位置する電線類を地中化した「向陽台（国東市武蔵町・安岐町）」分譲団地の販売を行う。

(4) 受託事業

「大分県建築行政業務支援機関」として、市町村等から公共建築物建替工事実施設計業務等を受託する。また、県教育委員会等から職員住宅、公共施設等の改修工事に係る設計監理業務等を受託し実施する。



大分県土地開発公社

1. 概 要

- (1) 法人名 大分県土地開発公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町1丁目2番3号 TEL(代表) 097-536-1446
- (3) 法人の種類別 特別法人
- (4) 設立の根拠法 公有地の拡大の推進に関する法律
(昭和47年法律第66号)
- (5) 設立登記年月日 昭和48年3月31日
- (6) 基本財産の額 30,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

昭和35年10月24日財団法人大分県開発公社(基本財産1,000千円)として発足以来、新産都一期計画の背後地の整備事業用地並びに進出企業のための住宅用地の取得・造成工事及び内陸工業用地の取得等を推進してきた。

昭和48年3月には、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」に基づく特別法人大分県土地開発公社として組織改正され、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川・ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する土地の取得造成などに取り組み、また、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地、内陸工業用地として、大分市等のキャノン用地の取得・造成事業や玖珠工業団地の造成事業を実施した。

2. 業務内容

- (1) 道路改良工事及び新設工事に係る土地の取得
- (2) 河川改修工事に係る土地の取得
- (3) 住宅建設に係る土地の取得及び造成
- (4) 学校建設に係る土地の取得及び造成
- (5) 公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成及び管理
- (6) 内陸工業用地、流通業務団地、事務所及び店舗等に係る土地の造成事業並びに造成地についての賃貸
- (7) 上記事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務
- (8) その他公共用地の取得に関する調査、測量及び設計

3. 令和8年度事業の概要(単位:千円)

- (1) 公有地取得事業(3,035,536)
 - 主な事業 ①国道197号鶴崎拡幅(1,539,919)
 - ②鶴崎駅前松岡線(759,073)
 - ③庄の原佐野線(537,017)
 - ④その他県内各地の公共用地の取得
- (2) 土地造成事業(1,809)
- (3) 関連施設整備事業(148,537)
- (4) 公有地売却事業(3,070,572)
- (5) 土地造成売却事業(7,685)

公益財団法人大分県建設技術センター

1. 目 的

良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

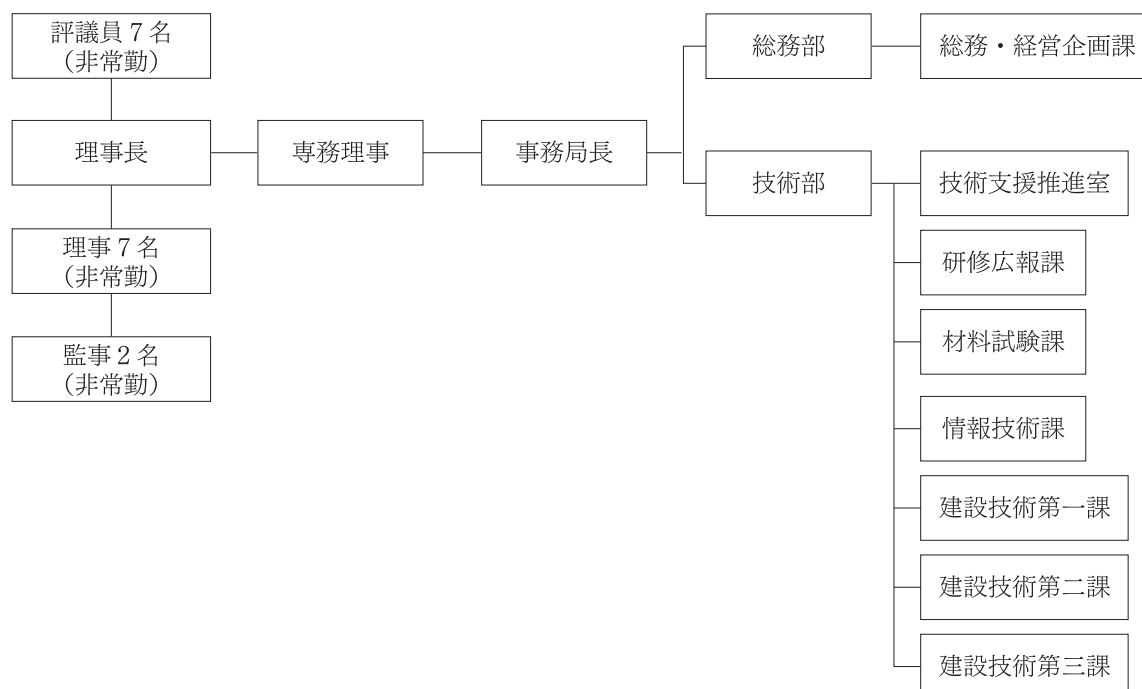
2. 概 要

名 称	公益財団法人大分県建設技術センター
設立年月日	平成6年4月1日（民法第34条に拠る財団法人として設立）
	平成25年4月1日（公益財団法人へ移行）
基本財産	3,000万円（出捐金 大分県2,000万円 市町村1,000万円）
所在地	総務部・技術部 TEL 097-552-3255 FAX 097-552-3403 〒870-0905 大分市向原西1丁目3番33号 技術部 研修広報課・材料試験課 TEL 097-556-2982 FAX 097-556-3073 〒870-0933 大分市花津留2丁目2番5号 花津留庁舎

3. 事 業

- （１）社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業
- （２）社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業
- （３）社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業
- （４）社会資本の情報化へ向けての支援事業
- （５）その他目的を達成するために必要な事業

4. 組 織 図



5. 業務内容

5-1. 研修広報事業

(1) 研修事業

■当センターは大大県内の県・市町村・建設業界の土木技術職員の資質向上を図るための研修を実施しています。

■この計画は、令和8年4月20日現在のものです。都合により、計画を変更することがあります。

(企画・運営：(公財) 大大県建設技術センター)

▼専門技術研修

No	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層／ 区分の目安 ^{※1}	受講形式	定員		研修会場
							会場	オンライン	
1	土木行政の基礎知識と建設業・建設関連業の役割	5月14日(木)	10:00～15:20	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修	会場	70	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
2	土木工事積算の基本	5月19日(火)	13:30～16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修	会場	70	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
3	土木工事積算演習【基礎編】 (県・市町村職員) ※5/27(水)開催の研修内容 と同じ	5月26日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	30	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
4	土木工事積算演習【基礎編】 (県・市町村職員) ※5/26(火)開催の研修内容 と同じ	5月27日(水)	10:00～16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	30	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
5	はじめての土木測量	6月2日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	50	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
6	災害復旧実務	6月12日(金)	10:00～16:30	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	60	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
7	公共土木工事の監督・検査	6月16日(火)	13:30～16:10	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
8	建築積算研修【●●編】 ※研修内容調整中	調整中	10:00～16:00	県・市町村職員	—	会場	70	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
9	土木技術者のための VEワークショップ	6月18日(木) 6月19日(金)	9:00～17:00 9:00～17:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(3年目) /必修 全階層/任意	会場	25	—	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
10	体験しよう!! ボーリング調査とコア観察	6月24日(水)	13:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社 大大高専学生	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場	60	—	大大工業高等専門学校構内
11	ミドルマネジメントの強化	7月7日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主査以上/選択	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
12	技術者として必要なコミュニケーション力のスキルアップセミナー	7月10日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修 全階層/特別	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
13	実施例に学ぶ施工計画と 現場管理のポイント	7月17日(金)	13:15～16:45	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
14	「知っておくべき地盤の調査と 評価(合理的な基礎・地盤の設 計・施工に向けて)」(民間)	7月22日(火)	9:50～16:20	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	—	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
15	「知っておくべき地盤の調査と 評価(合理的な基礎・地盤の設 計・施工に向けて)」(行政)	7月23日(木) 7月24日(金)	9:50～16:20 9:50～16:20	県・市町村職員	技師・主任 /必修 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
16	擁壁の設計	7月31日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /必修 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室
17	仮設工の設計と施工時の留意点	8月7日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /必修 全階層/任意	会場	70	100	(公財) 大大県建設技術センター 花津留庁舎 研修室

No	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層／ 区分の目安 ^{*1}	受講形式	定員		研修会場
							会場	オンライン	
18	生成 AI×プログラミングで 実現する業務効率化 【Excel マクロ編】	8月19日(水)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	全階層/任意	会場	20	—	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
19	現場のマネジメントと安全管理	9月2日(水)	10:00～16:10	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
20	地盤リスクと斜面・地すべり対策	11月5日(木)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
21	必ず身につくコンクリートの 基礎知識	9月8日(火)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
22	生成 AI×プログラミングで 実現する業務効率化 【ローコード編】	9月11日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	全階層/任意	会場	20	—	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
23	流域治水対策	9月18日(金)	10:00～15:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
24	土木材料と品質管理 【コンクリート編】	10月2日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場	20	—	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
25	土石流対策えん堤の計画と設計	10月9日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 砂防担当/必修 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
26	インフラ点検のポイント 【橋梁・トンネル】	10月16日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
27	建設 DX【調査・点検編】	10月20日(火)	10:00～16:50	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
28	インフラ点検・診断実地研修 【橋梁】	10月23日(金)	9:30～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場	20	—	【点検実習】調整中 【模擬診断】調整中
29	トンネル(NATM)の 調査・設計・施工	10月30日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
30	法面・斜面の調査と補修・補強	11月13日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /選択 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
31	橋梁の計画から施工まで	11月20日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任 /必修 全階層/任意	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
32	エンジニアリング・ ジャッジメント	11月6日(金)	13:30～16:30	県・市町村職員	主査～ 主幹(総括) /必修	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
33	土木工事積算演習【橋梁補修編】 (県・市町村職員)	12月4日(金)	10:00～16:00	県・市町村職員	新任 (1年目～3年目) /選択 全階層/任意	会場	30	—	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
							1,905	1,900	

* 1 階層／区分の目安：大分県土木建築部人材育成計画により定められたもの

▼一般県民向け研修

	研 修 名	開催日	時 刻	受講対象者	会 場	定員
1	コンクリートの不思議（1回目）	未定	－	未定	未定	20名
2	コンクリートの不思議（2回目）	未定	－	未定	未定	20名

●所在地

（公財）大分県建設技術センター研修棟（〒870－0933 大分市花津留2－2－5）

<https://sites.google.com/view/oitacontech-seminar> （TEL）097－556－2982

- （2）新規採用土木技術職員研修 県及び市町村の新規採用土木技術職員等を対象に、早期に活躍できるよう基礎的、実務的な知識・能力を習得させるため、積算及び災害復旧等の個別指導を行う。
- （3）長期建設技術実務研修 市町村技術職員を対象に資質の向上並びに専門的な知識及び技術の習得を図り、もって市町村建設行政の能率的な運営に資する目的で長期（1年以内）の実務研修を実施する。
なお、実施にあたっては、センターが人件費を含む研修費用を負担して派遣元が研修生を出しやすい環境を提供する。
- （4）講師派遣事業 建設関係団体や地域住民グループの要請に基づき、社会資本整備推進や技術者の育成に取り組むため、講師等としてセンター職員を派遣する。
- （5）広報事業 土木技術等に関する情報の収集、発信を行う。また、一般県民への見学会を開催するなど、産学官連携を通じて建設事業に対する一般県民の理解の促進を図る。

5－2．土木積算等技術支援事業

- （1）技術審査・積算支援事業 設計時の技術的課題に対する専門的見地からの助言および設計成果の審査
技術的難易度の高い工事設計書の積算を支援
- （2）品質監理支援事業 公共工事の品質・出来形・安全・工程・施工体制に関する総合的な施工監理の支援
- （3）災害等緊急時支援事業 災害復旧の調査設計に係る技術指導、助言
査定設計書および査定後の工事設計書の積算を支援
大分県防災エキスパート技術者派遣制度による支援
- （4）資料作成支援事業 道路台帳調製管理等、各種資料の作成を支援

5－3．建設材料試験、審査事業

- （1）建設材料試験事業 公共土木施設等の耐久性や安全性等の品質を確保するため、県内唯一の公的試験機関としての県の品質管理基準に定める各種建設材料の試験を行う。
①コンクリート試験 ②鋼材試験 ③骨材試験 ④土質試験 ⑤アスファルト試験
- （2）アスファルト混合物
事前審査事業 公共工事等に使用するアスファルト混合物の品質向上を目的に県内唯一の公的試験機関として同混合物の事前審査及び品質の認定を行う。
①密度試験 ②マーシャル安定度試験 ③アスファルト抽出試験
④ふるい分け試験 ⑤ホイールトラッキング試験

5-4. 情報化支援事業

- (1) 情報化技術・教育支援事業 公共事業に情報化技術を活用し効率化を図るCALS/ECの導入、運用支援を行う。
- ①CALS/EC普及支援
 - ②IT教育研修
 - ③CALS/EC関連システムの運用、保守
- (2) 積算システム運用事業 公共調達の適切な入札・契約に資するため、地方自治体が発注する工事、委託業務の費用算出システム（県市町村共同利用型積算システム）に関する運用保守等を行う。

5-5. その他

- (1) 市町村よろず技術相談 これまで培った知識・経験をもとに、公共工事に携わる職員の「困った」を解決するための手助けとなる市町村よろず支援を開設した。専門スタッフが無料で相談に乗る。

サイトのお問い合わせフォームより、
いつでもご相談ください！



担当：技術部 鷺見（すみ）・阿部（あべ）・戸高（とだか）・高橋（たかはし）・
佐藤（さとう）・大野（おおの）・豊田（とよだ）

- (2) 市町村建設行政職員への技術支援 市町村の建設行政に携わる職員の基礎的技術力の向上等を目的として、OJT研修等を行っている。

ウェブサイトでは、さまざまな情報を発信しています

- ・専門技術研修のスケジュールの確認、申し込み
- ・各種材料試験の申し込み、公共土木施設DB登録申請



<https://www.contech.or.jp/>



公式Instagram

